

# 福祉文教委員会会議録

令和6年2月8日(木)

(開会) 10:00

(閉会) 17:33

## 【 案 件 】

1. 図書館について
2. 虐待の予防事業について

## 【 報告事項 】

1. STEAM Lab実証研究に関する協定の締結について (学校教育課)

---

### ○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

「図書館について」を議題といたします。

先日の委員会で資料要求のありました資料及び本日の提出資料について、執行部の説明を求めます。

### ○生涯学習課長

前回、11月14日開催の本委員会において追加要求のありました資料につきまして、今回、資料1及び資料2-1、2-2として提出しましたので、当該資料について補足説明させていただきます。

それでは、資料1をお願いいたします。市立図書館各5館の建物の平面図となっております。

初めに、①飯塚図書館の図面をお願いします。飯塚図書館につきましては、1階は図書館事務室、図面中央の開架室等の部分、2階は図面右上閉架書庫、図面下中央の学習室201、資料準備室及び集密書庫の部分が図書館の占有スペースとなります。

続きまして、②ちくほ図書館及び③庄内図書館の図面をお願いします。ちくほ図書館及び庄内図書館につきましては、1、2階全体を図書館が占有しております。

続きまして、④穂波図書館の図面をお願いします。穂波図書館につきましては、1階の搬入作業室以外全体を、2階の収蔵庫1と記載の部分を閉架書庫として占有しております。

最後に、⑤颯田図書館の図面をお願いします。颯田図書館につきましては、颯田交流センターと併設されているため分かりづらいかと思いますが、図面右側の図書館、書庫と記載のある部分が図書館の占有スペースとなっております。

続きまして、資料2-1をお願いいたします。イヅカコミュニティセンターの利用状況に関する資料となっております。中央公民館、男女共同参画推進センターの各年度別、部屋・室別に、予約件数・利用時間・利用人数・稼働率を示した資料となっております。稼働率につきましては、予約の合計時間を対象期間の開館延時間、こちらは平日夜間を含めた総時間でございますが、で除して算出した数字でございます。なお、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の拡大予防の観点から、学習室305、控室1及び控室2につきましては、一般市民への貸出しを中止し、市の関連事業実施時に、一時的に職員が利用するのみとなっております。

また、資料2-2として、イヅカコミュニティセンターの配置図を提出しておりますので、ご参考までにご確認をお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、追加提出資料についての説明はこれで終わらせていただきます。

続きまして、今回は、「第3次飯塚市子ども読書活動推進計画」について、提出いたしました資料に基づき、その概要や取組実績等を説明させていただきます。

それでは、資料1ページをお願いいたします。飯塚市子ども読書活動推進計画は、平成13年に成立しました「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成22年10月に第一次計画、平成29年3月に第二次計画を策定し、第三次計画として、令和4年度から令和8年度の5年間にわたる、本市における子どもの読書活動推進に関する基本的な考え方と具体的な取組を明らかにするために策定したものです。なお、策定に当たりましては、図書館運営協議会委員、ブックスタートボランティア、図書館ボランティア、子育て支援団体関係者、筑豊教育事務所、図書館指定管理者、教育委員会内関係部署の課長の計10名で構成する飯塚市子ども読書活動推進計画策定委員会を開催し、内容を検討いたしております。

「第1章 子ども読書活動推進計画の基本的な考え方」に係る「計画策定の経緯と意義」について、国・県・市の動向を記載しております。

国におきましては、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定、現在は第五次計画期間中であって、不読率の低減や多様な子ども達の読書機会の確保等を基本方針として、家庭・地域・学校等の連携協力や人材育成のほか、家庭・地域・学校・民間団体における読書活動推進を図るため、各種取組を促進することとしております。

また、県におきましては、「福岡県子ども読書推進計画」を策定し、現在は第四次計画期間中であって、不読率の低減や読書好きの児童生徒の増加を指標として、「家読（うちどく）」事業に係る補助事業をはじめとした、家庭・地域・学校・民間団体における読書活動推進のほか、県立図書館を通じた公共図書館・学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化などの各種取組を促進することとしております。

次に2ページをお願いいたします。「計画策定の基本的な考え方」について、計画の位置づけと性格、計画の期間を記載しておりますので、内容についてはご確認をお願いいたします。

続いて、「第2章 第2次基本計画期間における子どもの読書活動に関する状況」に係る「就学前児童の読書活動」について記載しております。家庭・地域での取組と課題に関しては、ブックスタート事業の継続運用と配布率を高める検討をすること、交流センターでのおはなし会等を推進してまいりたいと考えております。また、保育所（園）・認定こども園・幼稚園等での取組と課題に関しては、おはなし会・読み聞かせの実施率を高めること、令和3年11月から開始した絵本セットの貸出し等を通じた図書資料の充実を図ること、さらには登録ボランティアの活用を推進するなど、子ども達に絵本・読書の楽しさを伝えるために、引き続き、その機会の創出、周知啓発を図ってまいります。

次に3ページをお願いいたします。「小・中学校の学校図書館での取組と課題」については、コロナ禍にあって読み聞かせ等を休止中の小・中学校での活動再開を図ること、全国平均と比べても高い不読率の低減、市立図書館との連携事業を拡大するなど、学校及び学校図書館司書などとの連携協力を基に、既存事業の周知徹底、取組内容と課題に応じた活動を実施してまいります。

次に4ページをお願いいたします。「市立図書館での取組と課題」については、インターネット環境の整備、スマートフォンなどの普及に伴う、ツイッター・インスタグラムの開設、ホームページに中・高校生向けサイト「りぶ活 t e e n s」を立ち上げ、情報発信を行うことによる図書館利用の促進、おはなし会のほか、関係機関の協力を得て図書館事業として大小の各種事業を実施するとともに、障がい等の特別な支援が必要な子どものための資料収集・啓発、子どもが安心・快適に、自由に読書のできる環境整備にも積極的に取り組んでおります。

次に5ページをお願いいたします。「計画に基づく調査結果（アンケート）」として、就学前児童関連施設及び児童クラブにアンケート調査をしたものでございます。おはなし会・読み聞かせの実施率は高いですが、今後実施予定の調査結果を基に、未実施施設の把握、実施に向けた周知、支援活動を行ってまいります。

次に6ページをお願いいたします。「第3章 基本方針と取組」において、子ども読書活動

推進のために、3つの基本方針を掲げて取り組むこととしております。

「【基本方針Ⅰ】子どもの発達段階に応じた関係機関の連携・協力による読書活動の推進」として、「家庭・地域における読書活動の推進」に関して、家庭・地域などの役割として、核家族化の進行、共働き世帯の増加、さらにはスマートフォン等のデジタルデバイスの急速な普及による家庭内環境が変化する中、子どもが本に親しむ機会（ノーTV・ゲームの日等）を意識的につくる、大人が子どもと一緒に読書することを通して、読書に対する興味や関心を引き出すように働きかけるなど、読書を家庭での過ごし方の選択肢の一つとしてできるように周知いたします。また、赤ちゃんすくすく子育て訪問事業等を活用したブックスタート事業を継続するとともに、子育て支援センターや児童クラブ、交流センター等でのおはなし会・読み聞かせ事業の拡充に取り組んでまいります。

次に「保育所（園）・認定こども園・幼稚園等における読書活動の推進」に関して、保育所（園）・認定こども園・幼稚園等の役割として、幼児期に本に触れる機会を増やす、家庭との連携で保護者へ絵本の大切さや楽しさを伝え、家族間のコミュニケーションや共感を深める機会としての読み聞かせを推進することが重要です。そのために、おはなし会・読み聞かせの充実、市立図書館の絵本セットの貸出しや特別貸出制度の活用推進、さらにはボランティアと連携・協力し、おはなし会や読み聞かせの機会を活用した保護者との情報交換に取り組みます。

次に7ページをお願いいたします。「学校における読書活動の推進」に関して、学校、小学校・中学校の役割として、小中学校に配置された学校司書等を通じて、子どもの発達段階に応じた図書資料を用意し、十分に読み味わう活動に導くような読書指導や学校図書館の運営が必要です。そのために、朝読・読み聞かせ・一斉読書活動の継続等、読書活動の推進を図るとともに、市立図書館の学校への団体貸出等を活用した資料の充実、読み聞かせをはじめ、保護者や地域のボランティアとの連携・協力による学校図書館に関する広報活動の充実、市立図書館との連携事業を活用いたします。

次に7ページから8ページにかけてでございますが、「市立図書館における読書活動の推進」に関して、市立図書館の役割として、地域の情報と知識の拠点として本計画を推進する中核的な役目とともに、豊富な資料と図書館司書のレファレンスサービスの機能を生かし、学校図書館や保育所（園）・認定こども園・幼稚園等、本計画の推進を担う他施設の活動をサポートする役割を担っています。そのための取組として、長年にわたり子どもたちに親しまれてきた本や、幅広い分野において子どもの興味・関心に応える本、調べ学習に役立つ図書資料の収集・整備に取り組むほか、子どもが安心・快適な環境で読書ができるように、既存スペースの運用方法を検討するとともに、新たな子ども向け施設の整備を進めてまいります。その他、子どもや保護者の読書への興味・関心や、子どもの学習意欲の促進に一定の成果を残してきた、各種事業、行事やイベントを継続して実施するほか、図書館司書のスキルアップに向けた定期的な研修の継続、本計画の推進や図書館事業に欠かせないボランティア向けの研修会や交流会を開催し、必要な人材の確保やスキルアップを支援いたします。

続きまして、「【基本方針Ⅱ】安心・快適な子どもの読書環境の整備」に関して、子どもの声や読み聞かせの声を気にする来館者も多く、気軽にゆっくり利用できる環境とは言い難い状況であることを鑑み、子どもが安心・快適な環境で自由に本に触れ、読み聞かせや本を読んだときに生じる感情を素直に表現できる場所として、既存の子ども用スペースとは別に子ども専用の読書環境の整備を進めているところです。その整備に当たっては、先進事例の情報収集や視察のほか、地域住民、子育て支援関係者や市内大学等からの意見聴取や協力を得ながら、その内容の具現化、設計・施設レイアウトや運営方針等についても進めておるところでございます。

次に9ページをお願いいたします。「【基本方針Ⅲ】デジタルデバイスを活用した新たな読書活動の調査・研究」に関して、インターネット環境の整備やスマートフォンに代表される携

帯型デジタルデバイスの急速な普及に伴い、子どもや家庭を取り巻く社会環境は急速に変容する中で、スマートフォンはインフラの一つとして認識され、生活に欠かすことのできないツールとなっております。また、コロナ禍を経て、スマートフォンやパソコン等からの利用対応、特別な支援を要する子どもの支援など、子どもの読書環境や取組について、引き続き調査・研究を行ってまいります。

続いて「計画の進捗状況の把握と管理」に関して、計画期間の3年目に全ての関係施設へ調査を実施するとともに、市関係部署や子ども読書活動推進に関わる団体などと、読書活動の進捗状況共有や意見交換を行うため推進委員会を毎年開催することとしております。また、必要に応じて随時簡易な調査を実施することとしております。

なお、基本方針Ⅱ・Ⅲの調査・研究については、その結果に応じて、第三次計画期間中でも柔軟に取組を見直し、本計画の改訂を行うことも想定しております。

最後に10ページをお願いいたします。子どもの読書活動推進に関して、令和4年度の市立図書館での取組実績及び年代別の貸出冊数の資料となっております。さきの委員会で提出しました資料と重なるものもございますが、本計画に関する資料として記載していますので、内容についてはご確認をお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、「第3次飯塚市子ども読書活動推進計画」の提出資料について、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありますか。

○兼本委員

今、最後に説明いただきました第3次飯塚市子ども読書活動推進計画についてなんですが、いろいろと説明いただいたんですけども、最後に調査の話とか、その前に基本方針とかという話がありましたが、読書活動の進捗状況の共有とか、全市的な捗状況の把握と言われますが、具体的にどのようなことを民間の団体とかと議論していくような形になっていくんでしょうか。

○生涯学習課長

この第3次飯塚市子ども読書計画につきましても、またちょっと今後にはなってまいりますけども、今後、来年当初に、各子ども読書推進施策に係る施設に関しまして、アンケート調査を実施することとしております。また、ちょっとその調査前でございますので、現状としての細かい数字は把握はできておりませんが、保育所、幼稚園や小中学校含めて、子育て支援センターなども含めまして、各施設に活動調査を実施いたしまして、どんな状況になっておるかを具体的に把握することで、今後の読書計画推進に生かしていきたいというふうに考えておりますので、現状としては、まだ細かい数字は、ちょっと申し訳ありませんが、できていない状況でございます。

○兼本委員

別に細かい数字とか言っているんじゃなくて、何を調査するのか。ちょっとこの基本計画を読ませていただいても、ぴんとこないんですね。この方針と飯塚市がやっていること。ただ読書の活動を増やして、子どもたちが読書をする時間が増えれば、それでいいのか、逆に言うとそのどういったアンケートを出されてね、どういう調査をして、今後どのように進めていくのかということが出ていないんじゃないかなんかと思っているんですね。そこを聞かしていただかないと、この計画が、飯塚市で何をやっていくのかがちょっと分からないところなんです。なので、そこを教えていただければと思います。

○生涯学習課長

今後予定してい、特にまたアンケート調査につきましても、先ほどとダブリますけれども、公立保育所や私立保育園、幼稚園、あと認定こども園等もございまして、支援センターや児童

クラブ等に調査を実施するものでございますが、その調査の内容につきましては、資料の5ページにも書いておりますけれども、おはなし会・読み聞かせ、保護者への絵本の貸し出しやオススメ本の情報提供など、それが全部ではございませんけれども、そういった読書活動、また、小中学校につきましては、実際に子どもたちに、実際に1か月に本を読んだ回数でありますとか、実際に家庭で本を読んでいますとか、そういう具体的な調査結果も、子どもたちを含めてアンケート調査を実施する予定としております。その調査結果が出ました暁には、実際に今、市内の子どもたちの読書活動はどのような形になっているのか、その実態が把握できると思いますので、市立図書館を中心としまして、私たち行政側としても、今後こういったところに重点的に取り組むべきなのか、それをその調査結果を基に分析し、今後の施策に生かしていきたいというふうに考えているところでございますので、その調査結果次第で、今後の大きな事業展開、子ども読書活動の推進計画をまたさらに改めて分析してまいりたいというふうには考えております。

#### ○兼本委員

ということは、結局あれなんですかね、そのアンケートを取って家庭、学校、地域等で子どもが発達段階に応じた読書活動ができるような環境づくりの推進のためにアンケートを取るといことで、理解していいんですか。それとも単純に読書の回数が増えましたということだけを確認するだけなのか。最終的にそういった分析をしたところで、何のために新しいこの推進計画、次をつくっていかなくちゃいけないのか。今、第3次に入っているわけでしょう。今までずっとそういうことをやってこられたわけでしょう。その中で、この計画の推移というのは、何でこういうふうになってきたのかといったところとかがあったから、これをやっている。ただ単に国がやっているから、やっているというわけではないんでしょう。違いますよね。であれば、そのあたりをちょっとご回答いただけませんかでしょうか。

#### ○生涯学習課長

先ほどから申し上げておりますが、調査アンケートでございますけれども、各種施設に対して実施することとしております。当然そのアンケートをただ単に実施するだけではなくて、それで子どもたちが実際に本を読んでいるとか、貸し出しをどれだけ借りているとかいうのを調べるだけが、当然目的ではございませんので、先ほども質問委員言われましたように、子どもたちの現在の家庭とか地域において、学校においての読書活動、それがどういう状況にあるかを、まず把握するとともに、子どもたちだけじゃなくてですね、家庭での保護者との連携も含めて必要な状況を調査することが大事だと思っておりますし、その状況を調査・分析することにおいて、今後の読書活動、読書環境、読書活動や読書環境を整備するための事業に生かしていきたいと考えておりますので、そういった方針に向けての調査結果をまとめて分析し、今後の読書推進活動に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

#### ○兼本委員

分かりました。もう何と言っていいかよく分からないんですけど。じゃあですね、今回、この第3次、令和4年3月に推進計画、第3次が行われるようになりました。今回、子ども図書館を令和5年でしたっけ、5年度、子ども図書館をつくっていきますよという話になりました。この子ども図書館は、当然この令和4年度の、令和4年3月の段階では、もしかしたら考えがなかったのかもしれない。でも今この子ども図書館というのをつくっていかうという考えになった。ということは、この子ども図書館というのは、第3次飯塚市子ども読書活動推進計画において何かしらの役割があるからではないのかなど考えるんですが、どのようにこの子ども図書館の役割というのを考えられますでしょうか。

#### ○生涯学習課長

子ども図書館につきましては、特にこの第3次子ども読書活動推進計画におきましては、特に3つの基本方針を定めております。その3つの基本方針の中の、基本方針Ⅱといたしまして、

安心・快適な子どもの読書環境の整備、これを掲げているところでございます。本文中にもございますけれども、先ほど申したように市立図書館には当然、現在も子ども用のスペースを設置して、家族で絵本や読み聞かせを楽しめるように配慮しているところでございますけれども、先ほど申しましたように、そのほかの来館者と、どうしても同じフロアになっておりますので、子どもの声や読み聞かせの声を気にする来館者も多くて、気軽にゆっくり利用できる状況とは、今は言い難い状況となっておりますので、そういうことを解消するためにも、既存の子ども用のスペースとは別に子ども専用の読書環境の整備を調査・研究してまいりたいというふうに、こちらの基本方針Ⅱのほうで定めて、今後その旨、整備を含めて調査・研究を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○兼本委員

という、この子ども図書館に関しては、前回も議論があったと思うんですけども、本市としての考え方としては、あくまでも子ども供たちの安心・快適な子どもの読書環境の整備のためにつくるという認識でよろしいんですか。

○生涯学習課長

先ほどと同じ答弁になってしまいますけれども、子どもたちの快適な、既存のスペースとは違った、ゆっくりと自由に本と触れ合い、親子での読書活動を楽しむための整備、環境を推進するための子ども図書館と考えておりますし、実際に子ども図書館ができた暁には、子どもの読書活動推進に係る中核的な役割を、その図書館が担うのではないかというふうに考えておりますので、そういった方針の下に、今後の整備・研究等をしてまいりたいというふうに考えております。

○兼本委員

というのは、今の答弁で何と理解したらいいんですかね。結局は読書ができる場所の確保ではないということでしょう。確保でいいということ、子ども図書館をつくるということ、いいんですか。その子どもたちの、2歳から9歳でしたっけ、対象の子どもたちが、そこで読書ができる環境をつくるということのために子ども図書館をつくるという認識でいいんですか。それ以外の何かがあるんですかね。

○教育部長

ご質問のとおり基本的な計画としては、この子ども読書推進計画の第3次計画の中の位置づけではあるんですけども、周りのほうを見渡したときには、子育て支援センターが同じ敷地内にあたりというふうなことで、この当時から状況も大きく変わっていることと思います。おっしゃられるように基本的には就学前の子どもさんを対象とした図書を置くというふうなところで考えているところではございますけれども、その利用者については、まず就学前の子どもだけには限らない。いろんな方がいろんな目的でこちらを利用する。その中で同じ敷地内にある子育て支援センターなどとも連携をとりながらですね、総体的な飯塚市の子育て支援の一環を担えればというふうに考えているところでございます。

○兼本委員

ではですね、今回、市長、初めてこの委員会、市長になられて初めてだと思うんですが、市長は市長になられるときに、4つのまちづくりを継承し推進しますということで、リーフレットを私見させていただいたことがあります。その中で、読書に親しみ子育てを応援する子ども図書館の創設ということをおっしゃってありました。今、市長ちょっと私の質問、それから執行部の答弁を聞かれましたね、市長が考えてられる子ども図書館と、今、執行部が考えている子ども図書館は同じ思いということよろしいんでしょうか。

○武井市長

質問にきちっとしたご回答になっているかどうか分かりませんが、先ほど課長、部長が答弁いたしましたように、子ども図書館の意義とか価値はですね、まずは子ども読書推進法に基

づいて、やっぱり子どもたちに読書に親しんで楽しんでほしいということ。それと部長も申しましたが、そこに集う子どもや親御さんを通して子育て支援、そういう場にもなればなどというのは、私も教育長時代に認識をしていたところでございます。そういう意味では、今、執行部がご答弁申し上げた内容は、子ども図書館に期待する意義や価値として私も認識しているところでございます。

○兼本委員

そうすると、私どもも子ども図書館の視察にも行かせていただきました。単なる図書館というよりも、やはり子育て支援の施設としてのすごく重きもあるんじゃないかと思っています。今日もですね、福祉部もいらっしゃいます。教育部もいらっしゃいます。これは一緒に考えなくちゃいけないことではないかと思いますが、そのような考えで質問させていただいてよろしいでしょうか。市長じゃなくて、例えばここに関しては、福祉部のほうに伺うというような形で話をさせていただいてもよろしいか。それとも教育部だけの話になってくるのか。そのあたりはどのように進めていったらいいのかをですね、ちょっとお伺いしたいんですけど。委員長にお伺いしたらいいんですかね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:35

再開 10:53

委員会を再開いたします。

○兼本委員

ちょっと先ほどのあれをちょっと、あれも訂正して言わせていただきますけども、課長のね、話を聞いていると、単にちっちゃい子どもたちがうるさいから、図書館として、もっと幅広い人たちが、満足に利用していただくために、この子ども図書館を別につくるんだよというようなふうには私は答弁で感じたんです。けども、市長も先ほど言われましたように、やっぱりこれ子育て支援の一環としての施設であるということであるのであればですね、なおかつやはり子ども図書館っていういろんな自治体でもできているじゃないですか。いろいろそういったところに調査に行かれていますのわでしょ。そういう中で、新たな、今ここで子ども図書館をつくるということであればですね、やはりその子育て支援に関する部分というのは、この子ども図書館の位置としてどういったことができるのかとかいったことを考えてもらわないといけないんじゃないかと思っています。そういったところで、じゃあそれを教育部だけでできるのかと。そこは福祉部も子育て支援課も一緒に、付託でやっているわけですから、そこはですね教育部と福祉部でやはりこう横の情報を共有しながら、新しい子育て支援の可能なことができる子ども図書館というのを、ちょっと調査研究していただきたいんです。まだこういうふうにつくりますよっていう、ある程度こう進んでいるんでしょうけども、1番は私はそこじゃないかと思っていますし、子ども図書館をつくってほしいって市民の方々もいらっしゃいましたよね。その方々、じゃあ子ども図書館は何のためにつくってほしいって思われていたのかって言ったようなことって、考えられましたか。一応やっぱりそういったところから考えて、飯塚市としてこの子ども図書館というのが子育て支援にとってすごく大切な場所になるんですよとといったところを、これから、委員会まだありますので、ちょっとその辺をですね、情報共有していただきながら進めていただければと思いますが、そういう形のことはできますでしょうか。

○教育部長

今、委員のほうからいろいろご指摘、またご要望等を頂きましたので、そういった点を踏まえながら、今後進めていきたいというふうに考えております。

○兼本委員

ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひいたします。

あと、次に行ってもいいんですかね。図書館の学習室の状況、稼働率が出ていますが、これってやっぱりその学校があつてるときと、土曜、日曜、それから夏休みとか長期休暇がある場合っていうのは多分、利用率って違って来るんだと思うんですけども、そういったところの調査というのにはされてあるのでしょうか。

○生涯学習課長

例えば、学習室というものにつきましては、市立図書館5館のうち、飯塚図書館とちくほ図書館のみが設置しておりますけれども、申し訳ございません。学習室の利用につきましては、基本自由といたしますか、飯塚図書館につきましては土日とか夏休みは整理券の配付は行っておりますけれども、それ以外の統計はとっておりませんものですから、状況の把握については、申し訳ございません、ちょっとできていない状況でございます。

○兼本委員

この子ども図書館の協議会でしたっけ。中でも学習室の問題というのはずっと出ていたじゃないですか。多分、僕も何回か飯塚図書館の2階にある学習室、何回か見たときに、例えば夏休みとかはやっぱり大学生とかすごく多く使われていたり、高校生が使っていたりとかいう形があつたり、全く使われてないときがあつたりってあります。ただやっぱり利用もできないで子たちが、例えば隣のコスモスコモンの1階の右側にある、自動販売機とかがあるところを利用しようとしても、あそこは使っちゃ駄目だつてなっているんですよ。すごく多いときと、利用者が多いとき、少ないときってあると思うんですけども、やっぱりなるべくであれば、僕たちも学生時代ってたしか、公共のそういった学習室っていうのを利用したりっていうのをすごくしていましたし、今ちょっと予約っていうのが書いてあつたんですけど、予約っていうのを——、予約っていうのがありましたよね。学習室の予約って。これ予約ってどういうふうにされてあるのか、ちょっとお伺いします。

○生涯学習課長

質問委員が言われますところの予約につきましては、通常勉強するための学習室につきましては、予約というのは設けておりませんで、部屋の名称等で学習室202ですとか303とかございますけれども、こういった貸し館の一般貸し館用の部屋については予約ができるという意味での予約ということになっております。一般的に学生さんが自由に使える学習室の利用につきましては、予約というのはとってない状況でございます。

○兼本委員

ということは、この学習室以外に自習室みたいなのがあるということなんですか。という形。

○生涯学習課長

学生さんたちが勉強する学習室以外に、今この利用状況でお示ししておりますこちらの部屋につきましては、学習スペースではございませんで、一般の貸し館用の部屋としてのものでございます。

○兼本委員

なるほど。では、今度の新しい子どもを図書館つくるときに、学習室をつくってほしいっていう話が出ていたじゃないですか。あの学習室っていうのはどういった意味の学習室になるんですか。

○生涯学習課長

子ども図書館等の委員会の中でご要望が出ている学習室につきましては、いわゆる今の飯塚図書館2階にある、学生さんたちが自由に出入りできる学習のことだと私は認識しております。

○兼本委員

であるならですね、今稼働率っていうのもそんなに、この中央公民館にある学習室の稼働率ってそんなに高いわけじゃないじゃないですか。その辺りちょっとこう、うまい具合に、先ほど言ったように、ちょっと夏休みとか、長期休みのときの利用者数とか、土曜とか日曜日とか



のが、例えば利用が可能であればですね、そういったところの状況数とか調べたところで、今ある学習室を、中央公民館で言う学習室ですよ、を活用するっていうふうに考えるというのは可能ではないかと思うんですけども、一度ちょっとその辺りをですね、調査していただいて、活用できるかどうかというのを考えていただきたいと思います。

で、もう一点が、もしそういうのが可能であるならば、予約っていうのは多分、学生とかはしないんですよね。場所探しに来て、空いていたらじゃあそこで勉強しようとかいう感じの学生のほうが多いと思います。であるなら、例えばホームページにね、こういうふうにはできます、空きがありますとかいうような状況とかを出して、情報を公開することによって、そういった今あんまり利用されていない場所が、そういう必要な人に利用できるように使うということが必要ではないかと思いますが、その辺り、ご検討していただきたいと思いますでしょうか。

#### ○生涯学習課長

まず1点目でございますけれども、今言う、いわゆる学生さんたちが自由に使える学習室、それとは別に、今こちらの利用状況表に載っております貸し館用の部屋がございます。確かに利用稼働率につきましては、どうしても全体の数字で見えていますので、低い数字に見えますし、実際に空いているときも確かにあります。ですから、検討等はできるかと思えますけど、通常今使っている学習室と大きく違うのが、今学生さんが自由に使える学習室につきましては、飯塚も筑穂もそうなんですけど、一般的にもうガラス張りになっておりまして、中が自由に見えるようになっております。やはりどうしても常時監視しているわけではございませんので、やっぱり人の目がないと、やっぱり安全面ではございませんけど、そういうのがある必要もちょっと懸念いたすところがございますので、例えば今のいわゆる学習室以外にこういった貸し館の部屋を使うとなりますと、そういったところからちょっと部屋の構造といいますか、そういったところもちょっと検討してまいらないといけないと思っておりますので、そこは全くできないというわけではございませんけど、今ある学習スペース、それ以外に学習コーナーとしてのものができるかどうか、そういうのを含めたところで、改修事業の中でですね、それはもう別の形になるかもしれませんが、その辺は検討してまいりたいと思っておりますのでございます。

それと、空き状況の公開につきましても、申し訳ありません、ちょっと今すぐちょっとご返答はできない状況でございますけど今、確かに今利用状況をつぶさに監視・統計しているところではございませんので、確かにネットの社会でございますので、そういったのができるかどうか、また、もちろん他市の状況も含めましてですね、そういうのが可能かどうかは、それは調査研究はしてまいりたいと、検討はしてまいりたいと考えております。

#### ○兼本委員

ぜひですね、していただきたいと思います。でないと、やっぱり市民の要望を全部聞いていくと、どんどんどんどん大きな施設になっていくんですよ。だけどやっぱり、皆さんおっしゃるように、限られた財源の中でやっていかないと、市民サービスでやっていかないといけないんだというのであればですね、やっぱり、今利用できる場所っていうのがどこなのかとか、そういったところを見ていただいて、そして、そこが今、課長が言われましたけど、いろんな問題があるかもしれないけども、これだったらできるんじゃないのっていうのも出てくると思うんですよ。そういったところはやはり同じ、中央公民館も同じ管轄でしょう。であるのであればですね、やっぱりそこを踏まえたところで、一度ちょっとご検討いただいて、であればね、子ども図書館に別に学習室が必要なのかどうかっていう議論も、どうなんでしょう。また考えが変わってくるのではないかとも思いますし、その辺も併せて、ちょっと一度検討してください。お願いします。

#### ○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤堂委員

無所属無会派の藤堂です。よろしくお願いいたします。私からお伺いしたいのが、飯塚市子ども読書活動推進計画より上位の図書の計画、読書の計画というものはございますでしょうか。

○生涯学習課長

本市の子ども読書活動推進計画につきまして、当然これはもともとは資料に記載のとおり、平成13年に子どもの読書活動の推進に関する法律、これが制定されたことが大きな指針となっているものでございます。この法律に基づきまして、本市がつくる以前に、そちらの資料に記載のとおり、国におきましても、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画を策定し、今が第5次というふうな形になっておりますし、福岡県につきましても、福岡県子ども読書推進計画を当初は平成16年に策定したものでございますので、上位計画といたしますか、国県のこういった施策を踏襲しながら、本市の子ども読書活動推進計画は作成している状況ではございます。

○藤堂委員

ちょっと兼本委員と私もちょっと似ているところがあるんですけど、先ほどのお話も聞いていて、この飯塚市子ども読書活動推進計画というのが、結果的に何をなすのかっていうのがですね、あんまりちょっと私もびんときませんで、計画とついていますので、何かをなすための手順だと思うんですね。そこら辺、何か具体的なところが分からなかったんですよ。兼本さんはずっとそこを言われていたんじゃないのかなと思うんですね。で、読書を通じたまちづくりの一つだと思うんですけど、そのデザインがないので、何か質問もよくお互い理解できてないみたいなところだと思うんですけど。この計画を通じて飯塚市としてはどういうまちづくりに、読書を通じたまちづくりにしたいのかみたいなのところがもしございましたら、お願いいたします。

○生涯学習課長

この読書計画、子ども図書館等を通じたものにはなりますけれども、まちづくりという点ではちょっと大きくなってしまいかもしれませんが、特に子ども読書計画を通じて、特にこの子ども図書館等を通じてですね、本市の子どもの読書活動を、特に子ども図書館は読書活動を推進する中心拠点といたしまして、そういった子どもの読書推進に係るいろんな関連の事業を当然、実施する中心的な場所としてもございますし、ただそれだけでなく、いろんな各種人材、読み聞かせボランティア等と交流する大きな場としましてですね、活用する施設になるんじゃないかというふうには考えているところでございます。

それで、先ほどから若干お話がございましたけれども、前回の委員会でもありましたように、子ども図書館、先ほど兼本委員のほうからもご質問等があったとおり、子ども図書館は子育て支援施策の一環としてですね、親子とか子どもの読書環境の場を整備することによって、いわゆる子育て支援施設の一つとしてですね、私も認識しているところでございますので、今後も図書館としては、社会教育施設ではございますけれども、それだけじゃなくてですね、小中学校、先ほどありました支援センター等と連携を密にいたしまして、子育て支援施策の一環として、施策の充実を図る一施設といたしまして、子どもを育てやすいまちづくりというように貢献していきたいと、まちづくりという面ではそのようなふう考えておるところでございます。

○藤堂委員

その中で、飯塚市にはどういった課題があって、そのために子ども図書館が必要なんだというのであれば、納得、私もそういうロジックであればですね、できるんですけど、どういうちょっとロジックで子ども図書館を建てようというふうになったのか、お聞かせ願えますでしょうか。

○生涯学習課長

現在進めております子ども図書館の経緯でございますけれども、ちょっと概要にはなりますけれども、ちょっと古い話になりますが、もともと飯塚市が合併後、平成21年から22年にかけてでございますけれども、公共施設の在り方調査特別委員会におきまして、1市4町が合併した後の市立図書館の在り方について、存続廃止も含めたところの審議があったところがございます。そのあとですね、次に穂波地区でございますけれども、平成22年9月にですね、旧穂波地区ですね、でも、穂波地区の自治会連合会穂波支部や穂波地区の旧公民館連絡協議会等からですね、現在の穂波図書館でございますが、飯塚市立の穂波図書館の在り方に関する要望書というものが提出されたところがございます。その要望書の中に何点かございますけれども、申し上げますと、要望としましては、穂波図書館をですね、飯塚、筑穂、庄内図書館のようなものとまではないけれども、存続をさせてほしいと。次に、穂波図書館は穂波地区の立地条件のよさ等ございますので、穂波地区の活性化につながる施設の利用方法を検討してほしいと。次にですね、一番大きなところで、小さな子どもやその保護者の利用を中心とした子ども図書館への移行を希望すると、そのような要望書が出てまいったところで、22年ですね、地元のほうから出てまいったところがございます。その後ちょっと間が空きますけれども、直近では、令和2年ですね、令和2年の12月に開催されました総合教育会議におきまして、子ども図書館の設置検討、また穂波図書館の子ども図書館への移行について、提案といいますか、協議が行われたところがございます。そのようなところを経ましてですね、昨年度ですね、令和4年度、令和4年度の7月ですけども、子ども図書館の整備等検討委員会が設置されたものでございますけれども、その設置された後に子ども図書館の詳細に係る審議を、現在も続いておるところでございますけれども、行っていただいております、今年度、まあ昨年でございますけれども、今年度より子ども図書館の実質的な設計業務等を開始したところがございます。

大まかな流れで言いますと、ちょっとそういったものでございます。

#### ○藤堂委員

平成22年でしたっけ、に、まずどうするか、やめるか、やめないかみたいな話があって、いろいろ要望もあってという、もう十何年前のニーズなんですけど、それって今も当時のニーズってのは変わらなくて、図書館を存続させてほしい、ひいてはそれは子ども図書館であってほしいみたいなところって変わりはないっていう認識でしょうか。よくですね、話を進めていって、後戻りできないみたいな、よくサンクコスト効果と言われるんですけど、役所ってちょっとそれに陥りがちな構造だと思うんですよね。もう人がどうかじゃなくて。なので、私からはちょっと最後要望になるんですけど、きちんと今のニーズっていうのを聞いて、もう10年以上前の話じゃないですか。なので、もしそのニーズがですね、今現在なければ、私としてはあってほしいですけど、あんなおっきい施設ですね、うれしいなと思うんですけど。ただ箱をぼんって建っていたとしても人はあんまり来ないかなと思うんですよね。なので、動線であったり、デザインであったりをやっぱりニーズを引き出して考えてやっていかないと、最悪、僕、しなくてもいいんじゃないかなってちょっと思ったりはするんですよね。ただ箱あるから、それを子ども図書館にしようみたいな。それとあともったいないし、それだつたらないほうがいいかなと思うんですよね。なのでデザインであったりを、大きなものが建つので、まちづくりの一つとして考えてほしいなという、最後要望でございます。

#### ○教育部長

先ほどの課長の答弁の補足になりますけれども、今の藤堂委員のほうからのご意見というのを踏まえてですね、子ども図書館についてでございますけれども、当時の総合教育会議の中でもですね、市のほうの考えとしては特色ある図書館にして、幼いときに文字に触れ、物語に触れる、そんな子どもたちの育成を図れるまちにしたいと、そういった思いで今回子ども図書館のほうを推進しております。当時からの流れの中で、大きく状況も変わってきた中で、やはり言ったのが市の子育て支援にも寄与できるんじゃないかというふうな思いもあって、子育て

て支援課、福祉部のほうとも連携を強めているところでございます。

○藤堂委員

ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

ちょっと続いてなんですけど、ページちょっと忘れたんですけど、ボランティアに関して、連携であったり、協力したりしていくみたいなところ、3ページですかね、3ページかな。それから5ページかな。このボランティアの数であったり、状況であったり、どういう内容をされているのかみたいなのところがもしございましたら、よろしく願いします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:18

再開 11:19

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

現在、特に図書館を中心に活動しておりますボランティアグループがございますけれども、最新の分では、ボランティアグループとしては29グループございまして、人数といたしましては110名ちょっとの方たちが活動している状況ではございます。内容は各種読み聞かせ等も含めたところの活動を行っているところでございます。

○藤堂委員

ちょっと気になったのでお尋ねいたしました。

それともう一点、図書司書の研修と、あと学校との連携みたいなのところをもしよかった具体的に教えていただければうれしいです。

○生涯学習課長

特に図書館と学校司書との連携でございますけれども、現在、特にコロナ禍の状況がございまして、まだ例えば定期的な交流の場とか、そういうのを今設けてない状況ではございます。学校図書館との交流の大きな一つの機会といたしましては、学校司書さんが、図書館の団体貸出し等を借りる機会が多々ございますので、そういった場合にですね、必要な情報交換をする場合もございますし、あといろんな事業の中でですね、例えば利用案内もそうですけども、市立図書館の司書さんが学校等を訪問しましてですね、図書館の利用案内をすとか、そういった事業のお知らせをすることによってですね、図書館の利用促進を図っている場合はございます。

○藤堂委員

ぜひ密な連携をとっていただければと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

すみません、少しだけ質問させていただきます。先ほど兼本委員のほうからもありましたけど、武井市長が教育を中心に据えたまちづくりという形でご当選されましたけども、武井市長の選挙のパンフレット等を見ましても、教育の充実が市の魅力となるんじゃないかなと思うところで、教育という部分をまちづくりの核として進められるというふうなことを述べられていたかと思うんですけど、教育といいましても、幾つか視点があると思います。学校教育の視点もあれば、生涯学習の視点もあると思うんですけど、後者の生涯学習という視点において、やはりこの図書館というのは拠点になっていくんじゃないかなと思うんですけど、武井市長、もしよろしかったらそれほど具体的じゃなくてもいいですけど、生涯学習を進めていく上で、この図書館の在り方っていうのがまちづくりにどのように関わっていくか、イメージ的なものでもよろしいんですけど、少しご答弁いただければと思います。

○武井市長

少し抽象的になりますし、すごく一般論の話になるかもしれませんが、これは教育長のときにもご質問を頂いてご答弁した内容ですけど、これからの図書館というのは、本があって、本を貸出して読むというだけじゃなくてですね、やっぱり、情報が本を中心に集積されている場所に、地域の方々がその情報拠点としてそこに集っていただいて、そしていろんな情報を得て、自分の暮らしや生涯学習としての情報を得られたり、あるいは、その地域、コミュニティーが抱えてある地域課題について、図書館には少し会議室というものがあるでしょうから、そういう所で地域の方が議論をされたり、取組を検討されて実施されたり、そういう地域課題の啓発や解決に向けたことにもなればいいなという思いを、以前教育長のときにも答弁させていただきまして、その考えは今も同じでございます。

○永末委員

結構具体的にイメージできました。ありがとうございます。私も今の考え、全く賛同いたします。やはり今までのですね、図書館というイメージとは少し違って、やはりちょっと地域に開かれた形とかですね、世代もですね、特定の世代じゃなくて、若い方から年配の方まで、しっかり利用できてですね、本を借りるだけじゃなくて、そこである意味一日過ごせるというかですね、そういう居心地のいいスペースなのかなと思っています。

そのときにやっぱり、前回の委員会でもお話をさせてもらったと思うんですけど、山田部長、この前一緒にですね、神奈川の大和市のほうに行きまして、すばらしい図書施設を拝見しました。やはりどうしても比べてしまいますね。あそこの図書館と飯塚市の図書館、やっぱりちょっと違いがあります。その違いを考えたときにですね、やっぱりもうちょっとですね、本市の図書館も頑張れる部分があるんじゃないかなというふうに感じておるんですけど、この前もちょっと答弁を求めましたけど、山田部長、もしよろしかったら、シリウスを視察されて、実際の飯塚市の図書館と比べられて、どのような違いを感じましたでしょうか。

○教育部長

前回のご質問でも最終的には、ポテンシャルとしては本市の図書館も決して負けているものではないというふうに感じておりますというふうなところで終わったと思います。今、それこそ多々ご意見を頂きました中で、例えば学習室であれば、今日の利用状況を見たような中で、もっとこうしたらいいんじゃないかというふうなご意見も頂きました。そういったところをよりもっと具体的に検討することによって、図書館の利便性が高まっていく、またポテンシャルと前回申しましたのは、一体的な施設では、シリウスのように一体的ではございませんけれども、コミュニティセンター、中央図書館の横にはコスモスコモンの方もございまして、昨年4月には大規模改修を終え、リニューアルが終えたところでございます。そういった社会教育施設、文化施設と複合的な連携をとる中でですね、まだまだ市民の方にとって利用価値の高い図書館になっていくものではないか、そのためにはまだまだ担当部課においてですね、いろんなご意見を聞きながら、改善していくべき部分、そういった部分もあるのではないかとこのふうには考えているところでございます。

○永末委員

前回ですね、たしか大和市、同じようなご答弁を頂いたと思うんですけど、シリウスとの違いとして、再整備事業のコンセプトにのっとってですね、あちらはされた部分があるんじゃないかなというふうな答弁があったかと思います。やっぱり私もシリウスと飯塚市の図書館の違いってこの根本的なものとして、やっぱりそもそも図書館をつくったときのコンセプトが違うんじゃないかなというふうな、その部分は私も同じ意見を持っています。例えば飯塚図書館平成8年ですね、ちくほ館平成15年、庄内館平成6年、穂波館平成3年、颯田館は平成25年からですけど、颯田館以外はですね、実際建築してからもう20年、30年たっていますので、やっぱり当然、建築当時とですね、コンセプトが異なってきたり当然じゃないかなかと

思います。実際、昨年11月14日に開催された当委員会に提出された資料にもですね、そういった旨の記載がありました。令和4年の飯塚市立図書館指定管理者募集要項ですかね、の2ページのほうにもですね、やはり時代の流れに従ってですね、その辺りが変わってきているんじゃないかろうかというふうなことは、実際の指定管理者の募集要項の中にもありましたので、やっぱりそういった認識は持たれているのかなというふうな受け止めております。その中で、やはり先ほどから同僚委員のほうからもありますけど、飯塚図書館を含むコミュニティセンターの大規模改修と穂波館のですね、子ども図書館化っていうところが、そのコンセプトを合わせるといいですか、修正するといいですか、そういったところで一つ出てきているのかなと思うんですけど、そのような認識でよろしいでしょうか。

○教育部長

穂波図書館の子ども図書館化につきましては、先ほど申しましたように、当時の経緯は経緯としながらも、市の施策としては、先ほど申しましたように、特色あるものとして、幼いときに文字と、文字に触れ、物語に触れる、そんな子どもたちが本市でという、こういった考え方に基づいて、地元の要望の声は声としながらも市としての判断を下しているわけでございます。本市のほうはありがたいことにですね、合併した各地区それぞれにですね、1館ずつ図書館があるというふうな状況で、そのできた経緯について今委員のほうがおっしゃられた、当時できたときの利便性や人が集まりやすい場所っていうことで建てられていたと思います。本市のほうとしましてもですね、今回、大規模改修や子ども図書館とするに当たってはですね、今ある施設をよそに動かすっていうのはちょっともう現実的には難しいというふうには考えております。そういった中で、今ある立地場所でどれだけ市民の皆様方にとって有用な施設になっていくのか、できるのかというふうなところを考えながらしていくべきものだというふうな考えているところでございます。

○永末委員

ちょっと繰り返しになりますけど、コミュニティセンターの大規模改修、穂波館の子ども図書館化っていうのは、やはり時代の流れにのっとってですね、その辺りも図書館が提供するサービスとしてもその他に合わせていく必要があるんじゃないかろうかというふうな認識でよろしいですか。

○教育部長

今、質問委員がおっしゃられるようなご認識で、市のほうとしても進めていきたいというふうな考えております。

○永末委員

ありがとうございます。ぜひ、先ほど部長のほうからもありましたけど、飯塚市内に飯塚図書館もありますし、穂波館もありますけど、ちくほ館、庄内館、颯田館とありますんで、ぜひ、全体的な形での行政サービスの統一化といいますか、そういったところも必要かと思っておりますので、ぜひ、全体を含めたそういったコンセプトの見直しといいますか、そういったことをしっかり検討していただきたいと思っておりますし、その際、やはり大規模改修というの、ぜひ見据えた上で、ハード面、ソフト面、どっちも必要だと思いますので、まずハード面のそういった整備、ぜひですね、飯塚市5館含めてですね、検討していただきたいと思うんですけど、ご答弁を頂けますか。

○教育部長

ハード面、ソフト面、合わせたところで市内5館を統一した形でのということでの考え方ですけども、御承知のとおり、本市において指定管理のほうで5館全て、ご理解頂いた中で、今現在指定管理のほうに出している状況でございます。それ以前につきましても、直営を含めた中で統一的な図書館運営、事業活動ということで行っていたところではありますけれども、一体的な5館運営という中で統一的な、より効率的、より市民サービスの向上を目指すような事

業を目指していきたいというふうに考えます。また、施設につきましても、それぞれの館の老朽化、そういったものを見据えながら、適切に対応のほうはしていきたいというふうに考えております。

○永末委員

はい。ぜひ、5館統一した形での、そういった、予算も絡んできますので、いろんな意味での検討も要るかと思えますけども、やはりハード面での修正はですね、やはり必要だと思えますので、武井市長もしっかりと教育を中心に据えたまちづくりというところで打ち出されていますので、そこは全くですね、飯塚市の方向性として合致している部分じゃなかろうかと思えますので、ぜひ生涯学習の中心である図書館の充実化を求めたいと思えます。

ちょっと続けます。ちょっと長くなってますんでちょっと急ぎますけど、先ほど山田部長がおっしゃりましたが、今5館を指定管理に出されています。実際令和5年からのですね、5年間の管理期間に入っているかと思うんですけど、指定管理の対象施設5館でありますけど、今回、図面のほうを資料要求させていただきまして、出していただきましたが、指定管理の対象施設、管理の対象部分というのは、今回出していただいた図面全てが対象になっているというふうな認識でよろしいのでしょうか。

○生涯学習課長

今回、5館とも図面を出させていただきまして、先ほど若干説明させていただきましたとおり、ちくほ館とか庄内館は全てでございます。全てが図書館の管理部分になると思うものでございます。飯塚図書館につきましては、一部先ほど申しました真ん中の開架部分とか、エントランスホールとかを除きまして、2階も先ほども申しました閉架書庫とか、学習室201、資料準備等は図書館の管轄というような形になってはいますが、それ以外は私ども生涯学習課としての管轄になりますので、外れるものでございますし、最後の頼田図書館につきましても、ちょっと図面がややこしくて申し訳ございませんけど、右側の図書館の部分、その部分だけが図書館の管轄という形になりますので、横の公民館等は交流センターとしての管轄になりますので、それ以外は横の図書館書庫につきましては、図書館の管轄というような形になっているところでございます。

○永末委員

では、最後、終わります。先ほど申し上げましたように、やっぱりハード面での整備とソフト面での整備っていうのが両面必要かと思えます。ソフト面に関して、やはり今、指定管理になってますんで、管理の面での工夫っていうのも、やっぱりいろいろと一緒にですね、協議検討していければと思うんですが、先ほどの令和4年度の指定管理者の募集要項を見ますと、9ページのほうに選定基準、4つの選定基準があるかと思えます。施設利用に関しての差別的な取扱いをしないとかですね、事業計画は施設の設置目的に即しているとか、施設の効用を最大限に発揮して管理経費の削減に努めるとかですね、そういったことが4つほど基準として掲げられていますけども、当然、今回のこの指定管理者というのはこの4つの基準を満たすだけの提案が行われていたというふうなことでよろしいのでしょうか。

○生涯学習課長

現在指定管理を行っていただいています事業者におきましては、こちらの選定基準をクリアした上で採用したものでございます。

○永末委員

すみません、委員長に資料要求のほうをさせて、お取り計らいいただきたいと思うんですけど。この指定管理者の提案書について、資料要求させていただきます。次回で構いませんので、ぜひお取り計らいのほどお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま永末委員から要求がっております資料は提出できま

すでしょうか。

暫時休憩いたします。

休憩 11:38

再開 11:39

委員会を再開いたします。少々お待ちください。暫時休憩いたします。

休憩 11:40

再開 11:41

委員会を再開いたします。

先ほど永末委員より資料要求がございました件に関しましては、一旦保留させていただきま  
す。ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

先ほど神奈川県大和市のシリウスの委員会の視察に執行部も同行したということなんですけど、大和市文化創造拠点シリウスということだったんですね。人口が23万人で本市の2倍。横浜からも近いようなところで、それで面積が27キロ平方メートル。ですので、本市が214平方キロメートルですので、10倍とは言いませんけど、そういうような所に福祉文教委員会が視察に行つて得たものは大きいと思うんですね。ただし、それを捉えてですね、ハード面を含めた今後の統一的な考え方をということしていくとですね、もしシリウスをイメージしておるのであればですね、地元の実情と合わないんじゃないかなというふうに思うわけですね。

それから、先ほど武井市長が今後の図書館の在り方についてはつていうことで、少しイメージ的なところを少ししゃべられましたけど、それは既に図書館法が規定する内容の中にあることではないかと思うわけですね。だから図書館法からはみ出て新しいものを、構想を持っているということでもなさそうだと思います。

それで、付託案件は図書館についてということなんで、私は8月8日、それから11月14日、図書館について質問してきましたけど、今日、執行部から報告があったのは、子ども読書活動推進に関する法律に関わる第三次計画、5か年計画の2か年目が終わろうとしている段階での説明だったんですね。したがって、この付託案件の調査と今日の報告をどう捉えるかっていう点で言えば、市立図書館がこの計画の中でどういう役割、位置づけを持つかということ調査するところにあるだろうと思うわけですね。それで、資料がありましたけれども、3ページの大きい2の小中学校の学校図書館での取組と課題、この中で、市立図書館との連携というのがありますし、さらに、大きい3が4ページにありますけれども、市立図書館での取組と課題というのがあります。これらを見ていきますと、市立図書館の事業との関係で子どもの読書活動の推進について考えていくというふうに視点をね、きちんと据えないと調査がうまくいかないんじゃないかなというふうに思ったわけです。

それで、その上でお尋ねしますけれども、子ども読書活動に関する計画なんですけど、第1次の計画は平成22年、2010年策定ということになっています。これは7か年計画だったんですか。

○生涯学習課長

一応当初の子ども読書活動推進計画につきましてですが、こちらは平成22年に策定いたしまして、23年から27年までの5か年の期間でございます。

○川上委員

5か年と。次の第2次は平成29年、2017年度からでしょうか、これも5か年計画でいいですか。

○生涯学習課長

質問委員が言われますとおり、5か年の計画でございます。

○川上委員



それぞれについて、どのように計画を策定したのか、1次するとき、2次するとき、で、現在3次の遂行中ですが、それぞれどういう手順で策定したのか、お尋ねします。

○生涯学習課長

まず1次でございますけれども、22年10月の策定でございますが、飯塚市子ども読書活動推進計画策定委員会がございまして、その中で審議していただく上で、平成20年8月に第1回の計画の検討委員会を開いたところでございます。それ以降、平成20年から21年、そして22年と委員会を開く中で、最終的に22年9月にその委員会からの答申という形で、第1次の子ども読書活動推進計画が策定されたものでございます。

続きまして第2次でございますけれども、第2次も同じように子ども読書活動推進計画策定委員会の中で審議いただく中で、第1回が平成28年8月に委員会を開きまして、その後、28年から29年の年明けまでですね、3回の委員会を開きまして、最終的に29年3月に第2次の推進計画を作成したものでございます。そして、現在の第3次の計画でございますけれども、同じように、子ども読書活動推進計画策定委員会の中で審議いただいた中で、これは令和3年ですね、令和3年7月に第1回の委員会を開きまして、その後、11月、12月、1月と、3月までですね、計5回の委員会の中で、第3次の読書計画を策定したという流れでございます。

○川上委員

法の第9条の第2項で、市町村は子ども読書活動推進基本計画、中略しますが、策定するときは、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画、これを策定するときには、地域の実情を反映すべしという趣旨のことが書いてあるわけですが、1次、2次、3次の折に、地域の実情や事業者、地域の取組のいろんな事業があるわけですが、それを、自主性を尊重するというような取組としてはどういったことをしたでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:51

再開 13:01

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

午前中の質疑の続きでちょっと答弁させていただきます。川上委員のほうから子ども読書活動推進計画、1次、2次、3次でございますけれども、策定するに当たって民意といいますか、その反映ができるようなことを行ったかというご質問がございましたので、そのことについて答弁をさせていただきます。まず、当初の1次の子ども読書活動推進計画におきましては、一般的に、午前中も申し上げましたとおり、小中学校の児童向けに、これは読書活動の分析、そのためにアンケート等を行ったことがございます。それは平成20年12月に小中学校児童向けにアンケートを行って、さらにそのあと平成22年8月には、就学前の施設に対して読書活動に関するアンケートを実施したところでございます。続きまして、2次の計画につきましては、平成28年の1月に、同様に小中学校の児童向けにアンケートを実施したところでございまして、加えて平成29年の1月4日から24日にかけて、出来上がりました計画につきまして、一般に市民意見募集を行ったところでございます。最後に、3次の計画につきましては、平成30年度と令和元年度に、資料の中にも入れておりますけれども、就学前施設でありますとか児童クラブ向けにアンケートを実施したところでございますし、そのあと小中学校に向けてもアンケートを実施したところですので。加えて令和4年の1月27日から2月22日にかけて、市民意見募集ということで、市内の22か所及びホームページにおいて市民意見の募集を行って、計画の策定に関して市民の皆様のご意見を募ったところでございます。以上でございます。

○川上委員

飯塚市における、現実及び関係者の要望を把握して、する努力をしてこの計画をつくったということのようです。そこで、この法が問題としてとらえている一つに不読率というのがありますね。これについては、どういう定義になっているのかというのを、先にお尋ねします。

○生涯学習課長

不読率につきましては、1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合というものでございます。

○川上委員

そこで、小学生、中学生、高校生と統計があるわけですがけれども、全国学校図書館協議会、毎日新聞社、学校読書調査というのがあったわけですけれども、本市の場合ですね、この間にどういうテンポで不読率調査をしているのか、お尋ねします。

○生涯学習課長

本市につきましては、調査といたしまして平成27年と、直近では資料等にも書いておりますとおり令和3年度に調査を行っておるところでございます。

○川上委員

ちょっと申し訳ありません。資料を見つけきれないんですけど、2回ということじゃないんでしょう。

○生涯学習課長

そうですね、ご質問のとおり令和3年と平成27年、古くありますけれども、今記録が残っている限りではその2回は調査したところでございます。

○川上委員

皆さんのルールとして、毎年調査をするようにしているとか、そういうルールはありますか。

○生涯学習課長

こちらの調査につきましては、定期的なものといえますか、そういったルールづくで定期的に行っているものではございません。

○川上委員

先ほど紹介しました全国学校図書館協議会の行っているものには、資料によれば、3年おきに統計が出ているんですね。本市の場合も、これに関わる形でですね、3年に1度ぐらいは少なくとも調査しておるのではないですか。

○生涯学習課長

申し訳ございません。調査につきましては、先ほどと同じ答弁となりますけれども、直近では令和3年と平成27年の2回だけでございます。

○川上委員

そしたらですね、分かりました。そういう位置づけということですね。法定に当たっての不読率の位置づけ方と少し違うかなという気はしますけど。R3年度調査で小学生が15.6%でしょう、不読率。中学生が24.5%なんですね。平成22年、2010年か、の折の、ごめんなさい、27年があると言いましたね。2015年、飯塚の大水害の年ですね。そのときの不読率、それぞれ小学生、中学生、教えてください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:10

再開 13:11

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

失礼いたしました。平成27年度の調査結果でございますけれども、不読率、小学生が8.

8%、中学生が29.5%でございます。

○川上委員

29.5と言われましたかね、中学生。そうするとね、2015年から2021年の変化を捉えると、小学生で8.8から15.6に、不読率増えているんですか。

○生涯学習課長

質問委員おっしゃいますように、小学生につきましては、8.8%から令和3年度で15.6%というふうに増加しておりますのでございます。

○川上委員

中学生については29.5から24.5に、これは5ポイントマイナスということですかね。確認してください。

○生涯学習課長

質問委員のおっしゃる、そのとおりでございます。

○川上委員

全国的な先ほどから紹介しているものについては3年置きと言いましたけど、最近は毎年の数字があります。平成26年、7年、8年は毎年の数字があるんですけど、これを見ますとね、平成27年、2015年で比較すると、これ全国が4.8なんですよ。このとき飯塚は8.8なんですよ、小学生が。そして中学生は、この年13.4なんです、全国が。本市は先ほどの29.5でしょう。それで、しかも目標値が計画にあるんだけど、飯塚じゃないですよ。平成34年度には小学生が2%以下と。それから中学生は8%以下ですよということになっているんですね。これはどのように評価されていますか、飯塚市の現状。

○生涯学習課長

全国の調査に見ましても、その数字、全国平均から見ましても、当然、飯塚のこの不読率の数字は高いものとなっておりますので、状況としましては読書離れが一層進んでいる状況であるというふうに考えております。

○川上委員

それはなぜかということなんですよ、皆さんが考え得るべきは。全国的には小学生のレベルでは、平成26、27、28は3.8、4.8、4.0というふうに比較的低い水準で横ばいになって、それを2%にしようという目標なんですよ。中学生において、同じように言えば平成26年以降3か年は15.0、13.4、15.4、それを8.0にしようということなんですよ。かなり高い水準で不読率があり、そして小学生に至っては倍になっていると、倍とは言いませんけど、2倍近くになっていると。この現状をね、読書離れが進んでいますというぐらいの認識で私たちよいでしょうか。

○教育部長

本市におきましても、0歳児からのブックスタート事業、そういったところで本に親しむ機会、小さなときからの読み聞かせといったように努力はしているところではございますけれども、委員おっしゃいますように、こちら全国のほうと比べますと、確かに本市の不読率というのは非常に高い現状ではございます。担当課長が申しましたように図書離れが、読書離れが進んでいる。これから考えるべきことはそういった読書離れの原因、また、より本に親しむ機会の提供が必要ではないかというふうに考えているところでございます。

○川上委員

そもそも、本を一月1冊も読まない子どもがこのようにおるということが、何ていうかな、悪いのかという問題の立て方もあると思うんですよ。うちの子は本1冊も読みませんが、何か問題がと、いうこともあるかもしれません。だけど、それを何ていうかな、それを前提にした上で、あえて不読率というのを、法のたてつけとして出ている以上ですね、そして計画の1次、2次、3次とつくっている以上、これはやっぱり着目する必要があるのではないかと。

その点で先ほどから質問していることは、要するに1次5年、2次5年、10か年やって、先ほど言ったような不読率の状況になっていたというのが第3次計画策定当初の現状なんでしょう。そうなんでしょう。

○生涯学習課長

委員おっしゃられるとおり、3次をつくる過程におきましても、その不読率が増加の傾向にあったというのは、そのとおりでございます。

○川上委員

ですから、この不読率に着目するならばですね、どう評価するかというのはまずあるかもしれませんが、先ほどちょっと言わせていただいたような。その上であえて不読率をテーマとするならばですね、第3次の5か年計画で、それをどう評価するか。その評価に基づいて、全国的な小学生2.0、もう過ぎていますが、中学生8.0というのに接近しようとして第3次計画を立てたのかね、それとも第3次計画の目標が要るんじゃないかと、あったのではないかと思うんですね。そのために、これだけのことをするという計画が10ページにわたってつくられているわけではないのかと思うんですよ。そのところ、どういう評価、獲得目標、手だてとなっているか、説明していただいてもいいですか。

○生涯学習課長

第3次子ども読書推進計画をつくるに当たりまして、質問言われますように不読率の増加という現状が起こっているのは確かでございます。ただ第3次をつくるに当たりまして、当然、過去1次、2次、計画ございましたので、その計画を進めていく中で、成果でありますとか課題、そういったあとプラス読書環境だけではございませんけれども、いろんな社会環境の変化とか、そういったところを見据えた上で第3次計画をつくったところでございます。成果はいろいろございますけれども、先ほど言うように課題としての不読率、特に中学生が特に高い状況にございますので、そういったのが課題であるというのもございましたし、先ほどからありましたように子どもの読書環境とか、そういったところも課題というふうに捉えた上で、今回この第3次の計画を立てたところでございます。

○川上委員

ちょっと分かりづらかった。高校生はですね、全国的には驚きましたけど、2015年、平成27年と言っているの、それで言うと全国的に51.9%、高校生、不読率となっているんですね。高校生が一月間に本を1冊も読まない。2か月目は読むんですか。3か月目どうですかというアンケートはないんです。それで、子どもであろうと、一人の人間が本を読むか読まないか。また、どの本を読むかについて、行政が強制したりということは当然許されないとはい思いますが、それで、この推進計画、推進に関わる法律の中で、附帯決議が6つぐらいありましたかね。この附帯決議がですね、私は今言ったような強制ではなく、自主性が尊重されて、そのことによって環境が整えられる、充実されるという中で、それぞれの本人の個性と権利といいましようか、それによってね、本を読みたい、読むということがつながっていくことが大事じゃないかと思うんですけど、その附帯決議、紹介してください。

○生涯学習課長

子どもの読書活動の推進に関する法律、それに対する附帯決議といたしましては、6点ほど定められているところでございます、配慮すべき事項といたしまして。順に読み上げますけれども、1番目として、本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。2番目として、民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。3番目としまして、子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実を努めること。4番目としまして、学校図書館、公共図書館等

が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。5番目として、子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。最後に6番目としまして、国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。この6点でございます。

○川上委員

ありがとうございました。市長、私は今紹介された附帯決議をかなり嚴重に、大切にしていくことと、市の計画を結びつけていくことによって、目標達成に接近できるんじゃないかと思うんですね。市長、どう思われますか。

○教育部長

今、課長のほうからも、答弁の中で紹介させていただいたとおり、この附帯決議6点、こちらのほうを遵守することによって、子どもたちの読書に親しむ機会というもの、自由に好きな本を選びながら、強制されるものでもなく、選べるものだというふうには考えております。

○川上委員

実は私は全体として、子どもの読書活動に、推進という点についてはね、先ほど言ったような自主性とか行政の何とか変えようというのは駄目よということを前提にしてですね、当然大事なことだと思うんだけど、その中で不読率だけ改善を求めていくということになってくると、ちょっと違った形にね、強制とか、なってくる可能性があるんで、そこのところをきちんと整理しながらね、今、附帯決議を読み上げていただいたようなスタンスを守りながら、子どもたちが親しめるようにする努力が要ると思います。その点でいうと、市立図書館の役割をどう考えるかということがあると思うんですね。それで、今の市立図書館で特別に不足していると考えられる点がありますか。

○生涯学習課長

現在、市立図書館は5館ございますけれども、中央の飯塚図書館を含めて5館体制でございます。すみません、ちょっとアンケート結果を今日お持ちしていないので、ちょっと概要はお話できないんですが、利用者に対してですね、そこそこの図書館でアンケートを実施して、改善すべき点がないかというのは把握しているところでございます。その中で特に飯塚図書館、中央である飯塚図書館を含めて、比較的、私の記憶では、皆さん利用者の声は非常に良かったというふうに考えておりますので、不足の点がないかといえ、そんなことはないと思いますけれども、そういった利用者の声を大切にしながらですね、今後の図書館運営は引き続き努めていきたいというふうには考えております。

○川上委員

ここに提出資料の4ページから5ページにかけて10項目、計画の中にあるわけですね。それで、私は特別付託案件として図書館を取上げますという、前からも図書館はもちろん行きますけど、質問調査のための図書館の訪問というか、利用を意識的にやってきましたけど、例えば颯田の場合は、子どもが帰ってくる時間までおるわけですよ。そうすると子どもたちが来ますね。学校が近いからでしょうね。それから公民館機能とか、それから児童クラブの機能もありますでしょう。それで、ここは特に颯田館、颯田図書館とそれから颯田の交流センターが読み聞かせ的なこととか、この中に入っていること、計画の中にあることなんだけど、丁寧にされている。ほかの館も、図書館もされていますけど。それから庄内図書館、庄内館と呼ぶのか、ここも子どもさんたちが夕方来ますよね。これは学校が近いからでしょうか。それで、建物の機能はかなり充実して、努力している。サービスも努力しているということは、そのとおりではないかと思うんですけど、子どもが利用するという点で言えばですね、果たして、地理的な、位置的なことが大丈夫なのかというふう思うんですね。だから、そういう意味では、1から10の中には、その観点というのはちょっと見当たらないので、これは考えていきたい

など。ちくほ図書館はですね、いいですよ。本の整備もね。地域性がかなりありますね。庄内、  
 穎田、筑穂は地域性がありますよ、郷土の資料というのが。それで、子どもたちには大事なこ  
 とではないかと思えますけど、筑穂は少し遠いのかな。上まで上がらないといけない。でも、  
 交流センターが近いからですね、あれかもしれませんけど、そうした工夫、地理的な問題がね、  
 実は課題としてはあるのではないかというふうに思うので、これはまた今日1日というわけに  
 はいきませんが。そう考えてくると、5ページの10番に子ども図書館の整備というのがある  
 んですよ。これについてはですね、先ほども指摘がやんわりとあっていましたけど、どうい  
 う位置づけなのかというのがね、少し不明確ではないかなというのは私も感じます。本に親し  
 んでいる子どもたちがもっと親しめるようにするということなのか。取っかかりのところを広  
 げるための土俵、土台をつくろうとするものなのかね。その辺が少しよく分かりにくいのがあ  
 るのではないかと思うんですね。そこでですね、子ども図書館の整備状況について他都市、県  
 段階、調べておられると思うので、少し紹介していただけますか。

○生涯学習課長

いわゆる全国の子ども図書館、子どもに関する図書館というところで、これはちょっと昨年  
 度でございますけれども、調査したものでございますが、によりますと、全国で、うちのほう  
 いろんな実績等を含めましてホームページ等で昨年調べましたところ、全国で約50か所の子  
 ども図書館が設置されている状況でございます。

○川上委員

福岡県下ではどこがありますか。

○生涯学習課長

福岡県下につきましては、まず県立図書館の子ども図書館がございます。プラス、北九州の  
 総合図書館にも子ども図書館がございます。基本的に子ども図書館として位置づけているのは  
 それでございますけども、あともう1点、条例上の位置づけではなかったんですが、福岡市の  
 ほうにも福岡市の総合図書館の中に、それはスペースの一角でございますけども、子ども図書  
 館と銘打ったものがございましたが、こちらちょっと調べましたところ、条例上の図書館では  
 ございませんでしたが、名前としては子ども図書館というのがついたものがございました。県  
 内では以上でございます。

○川上委員

分かりました。私が回らせていただいた市立図書館、それから、よその自治体の図書館も行  
 きましたけど、大任にも行きましたね。大任の図書館も行ってきました。そしたらね、あれが  
 あるんですよ。子どもたちが靴を脱いでゆったり絵本、それからその他の本でも読めるような  
 スペースは必ずあるんですね。子どもが騒ぐから、ここ駄目よとかいうところはないですよ。  
 本市の場合は、いろんなところに本が置いてありますけど、この中になのがですね、この計  
 画の中に、アンケートもとってないところがあるんですけど、交流センターですね。穎田館、  
 ちくほ館、穂波館、庄内館は別格としてですね、鎮西、要するに8つあるわけですよ。ここ  
 にもコーナーがあります。この本は残念ながら、そうですね、立岩交流センターとかは、子ど  
 ものためのスペースがあって、子どもの本なんかもありますけど、それはどうなんでしょう。  
 かなりアンバランスがありますね。でも、子どもたちが活用しているところが見受けられ  
 ます。鎮西などもそうですね。それで、この子ども図書館が、それぞれのそういう子どもの  
 読書スペースとの関係で、どういう関係を持つのか、持たないのか。これはちょっと分から  
 ない一つなんですよ。その辺は何かお考えがありますか。

○生涯学習課長

いわゆる交流センターにも各図書スペースがございますし、子どもたちが自由に靴を脱いで  
 遊べるスペースも結構多々ございます。このたびの子ども図書館につきましては、当然、子  
 ども施策、子ども読書関係の中心的存在になるかというふうにも考えておりますので、現状、

交流センターとの関係で、連携しながらおはなし会等の事業も実際やっておりますので、ただ、これが全ての交流センターでやっているのかといいますと、それはちょっとできていない状況でもございますので、そういった子ども読書、子どもの読書に限らずではございますけれども、図書館行政、図書館の事務全体についてですね、今まだちょっと細かいところまでは行っておりませんが、交流センターとの連携を、少しずつ関係課とも話しながら進めているところがございますので、子ども図書館ができた暁には、そういった子ども読書に関する事業の連携についても、今以上にですね、連携事業ができるように取り組んでいきたいと、そのように検討してまいりたいと考えております。

○川上委員

できてから考えるというのでは、市民の共感がどこまで広がるか分からないので、やっぱり今しっかり考えておく必要があるんじゃないかと。子ども図書館整備等検討委員会がありますね。今いろいろ議論していただいているところだと思いますけど、それとは別に、飯塚市教育委員会として、少し一体ではなくって、独自の考え方をね、環境的なね、条件についての調査もしておく必要があるんじゃないかというように思うんですけど、それはそれとして、この検討委員会、活動状況をお尋ねします。

○生涯学習課長

子ども図書館整備等検討委員会につきましては、令和4年度に、令和4年の8月29日を第1回目としまして、令和4年度だけで、令和5年の2月10日が第5回目になりますので、5回の委員会を開催したところでございます。本年度につきましては、夏場にですね、令和5年の8月末、8月31日に第1回目を開催しているところでございますけども、2回目の開催も予定はございますが、まだ、ちょっと日程等は未定の状況でございます。

○川上委員

何をどのように検討しているかというところまで整理したものを、説明いただけますか。

○生涯学習課長

すみません、細かい資料をちょっと今手元に持ち合わせておりませんので、申し訳ございませんが、当然、中身につきましてはですね、子ども図書館の運営全般に係るものでございますので、当然、今整備、設計しております子ども図書館の概要、レイアウト等を含めてですね、そういったレイアウトにしますということも当然でございますし、図書館の蔵書の内容とかですね、そういったものをどうするか、プラス、当然子ども図書館、先ほどの話もありましたけども、交流センターだけでなく、いろんな幼稚園とか保育園との連携も当然重要になってまいりますので、そういった連携事業、そういったものをどういったものにするか、そういったものを含めてですね、子ども図書館全般にわたりまして、いろんなご意見をいただいているところでございます。

○川上委員

飯塚市立子ども図書館整備等検討委員会設置要綱というのが、令和4年7月20日、決められているんですよ、武井教育長の下で。それで、検討委員会の所掌事務は第2条に規定がありますね。ちょっと紹介してください。

○生涯学習課長

所掌事務につきましては、第2条に、まず1番として、子ども図書館の在り方、目指すべき方向性に関すること。2番目に、子ども図書館のサービス内容、具体的施策に関すること。3番目といたしましては、前2号に掲げるもののほか、子ども図書館の整備等に関して必要な事項に関すること。以上3点でございます。

○川上委員

飯塚市はもう県立体育館並みのものをですね、市立体育館ということで、予定を7億円もオーバーして相当な体育館をつくったんだけど、県立図書館並みですよ。この子ども供図書館

は全国で50か所というんでしょう。福岡県で県立図書館と北九州市立図書館しかないわけでしょう。それを飯塚市がつくろうとしているわけですね。それを諮問しているわけでしょう、この検討委員会に。お金が幾らかかるか分からないという状況ですよ。飯塚市は確かに財政状況は好転しているし、過去最高の財政調整基金、減債基金、これにふるさと応援基金とかあって、子ども応援、福祉応援のために使える財源は相当にあると思います。だけど、何ていうかな、少し冷静に考えることも要るのではないかと。例えば場所についてもですね、子どものこの地域は基本的に車での移動が基本ですので、駐車場は大きいところが要るとかね、安全に出入りできるところが要るとか、あると思うんだけど、場所の問題についても、先ほど言われてました空いているから使おうとかいうことでいいのかという提起もあって当たり前だと思います。それからね、この検討委員会は第3条で、委員10人以内で構成するとなっています。これについては、1番から7番、その他教育長が必要と認めるものというところまであるんですけど、どういった方々が委員になっているんですか。

○生涯学習課長

検討委員会の委員につきましては、全部で10名いらっしゃいまして、まず1番目が、飯塚市図書館の運営協議会の委員の方。2番目として、学識経験者の方。3番目としましては、図書館のボランティアをされている方。4番目に、自治会関係者。そして5番目といたしまして、まちづくり協議会の関係者。6番目としまして、飯塚市の保育協会の方が6名でございまして、残りの4名につきましては、行政、子育てとかそういった関係する部署の方4名になっていただいで合計で10名でございます。

○川上委員

誰か紹介してください。

○生涯学習課長

ちょっと先ほどとダブるところもございますけれども、10名の内訳といたしまして、これは委員の肩書、役職でございますけれども、図書館運営協議会の委員の方、学識経験者は近畿大学の短期大学の教授の方、図書館のボランティアの方、そして自治会関係者としましては連合会の副会長、まちづくり協議会につきましては、穂波のまちづくり協議会の関係者、そして保育協会は潤野子ども園の園長先生、残りの行政4名につきましては、子育て支援の課長補佐、保育課の保育指導担当主査、そして教育委員会学校教育の課長補佐、最後が図書館の館長、以上10名でございます。

○川上委員

お名前を聞いたんですけど。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:48

再開 13:49

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

失礼いたしました。10名の方、お名前を申し上げますと、運営協議会が和多样、学識経験者が垂見様、———（発言する者あり）

失礼いたしました。（発言する者あり）申し訳ありません。読み上げます。まず1番目に、運営協議会は和多久美子様、2番目の短大の教授が垂見直樹様、そして図書館のボランティアが田中庸子様、自治会の関係者が宮嶋 寛様、穂波まち協の関係者が松原克彦様、保育協会が木村幸道様、子育て支援課長補佐の森 周一課長補佐、保育課の笛田初代様、学校教育課長補佐の平田隆輔様と市立図書館館長の中堀広洋様、以上10名でございます。

○川上委員



10番目は指定管理者の責任者ですね。

○生涯学習課長

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

これは3条の2項7号、その他教育長が必要と認めるものということが入っているわけですか。

○生涯学習課長

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

当時の教育長は武井さん、武井市長でしょう。どういう理由が必要と判断したんですか。

○教育部長

現在、図書館のほうを指定管理ということでお願いしているところから、図書館運営についての広い見識からの意見を求めるために、委員のほうに入ってもらった次第でございます。

○川上委員

いや、だから、それがなぜ指定管理者かと。今の答弁では、誰でもいいわけでしょう。みんな意見を聞こうと思って頼むんだから。だから、なぜ指定管理者の責任者を、教育長が、武井さんが、このメンバーに入れる必要があると判断したかを、理由、根拠を聞いているわけですよ、武井さんに、市長に。

○教育部長

繰り返しになるんですけども、指定管理として実際に館の運営をしていただいている状況からのご意見というのを言っていたきたいと、発言をしていただきたいと。この中で、子ども図書館を検討するに当たって、具体的に図書館を運営している中で、こういった部分が必要ではないかとか、そういったご意見をいただくために、この中に必要なものとして入っていた次第でございます。

○川上委員

このメンバーに入れなくて、意見を聞いてもいいんでしょう、今の答弁だったら。なぜこれに入ってもらおうのかと。何ですか、子ども図書館は指定管理、ここに任せるということがもう決まっているんですか。

○生涯学習課長

この子ども図書館、もともと穂波図書館を改修して整備する予定で今のところ検討しているところでございますので、この指定管理である5か年につきましては、そのまま現指定管理者に引き継いで運営していただくというふうに考えているところでございます。

○教育部長

委員がおっしゃられているのは、多分これができたときには、まだ穂波図書館のほうで直営であったはずだがという前提でのご質問だというふうに理解した上で、当時、指定管理者については、何ていうんですかね、穂波図書館は直営で行っておりました。それを任せることが前提で入っていただいているわけではございません。

○川上委員

そうしたら、教育部長は自らこの方をメンバーに入れることの根拠を崩していつているんだけど、もう一度、聞くしかないよね。武井市長、どうしてこの方を検討委員に、メンバーに必要と認めたのか、教えてください。

○教育部長

この検討委員会をつくるときには、確かに穂波図書館のほうは直営でしていた。こちらの指定管理者、当時の指定管理者の代表者の方を、ご意見をというの、その当時3館指定管理を行っておりましたので、そういった3館を運営する中でのご意見ということで、先ほどちよっ

と答弁したつもりでありました。

○川上委員

そうすると穂波館はいずれ指定管理にしておしまおうということを考えておったし、かつ子ども図書館も延長線というか、経過の中で指定管理者に任せてしまおうと、穂波館は廃止するんじゃないんですか、あなた方の理屈から言えば。そして子ども図書館を新設するんでしょう、条例上。そうするとね、今言ったような筋道は立たないんじゃないですか。だから、当時教育長のところで2つのことをね、もう構想があったと。それで意見を聞くだけなら入れなくてもいいじゃないですか、検討委員会に。でも入れた。それは教育長の判断というわけでしょう。書いているもん。教育長が必要と認めるものとして書いてあるから。これは当時教育長だった今の武井市長の判断だということを確認していいですか。

○教育部長

おっしゃられるように最終的に決裁ということになれば、当時の教育長まで決裁を、決裁権限ということで回しております。ただ、そこに至るまでの起案の中での判断というのは、担当課なり、係なり、担当部なりのほうで、その理由についてきちんと精査した中で入れているものでございます。

○川上委員

教育長が飾り物だという趣旨の答弁を教育部長がしたのかな。

○教育部長

そういった趣旨ではなく、当然最終的な判断というのは教育長がなされるものではあるんですけども、その判断が、適切な判断ができるようになるために、きちんとした材料のほうを下のほうから持ち上げたというふうなことでございます。

○委員長

すみません。ちょっと休憩したいと思います。すみません、ちょっと休憩したいと思います。暫時休憩いたします。

休憩 13:57

再開 14:10

委員会を再開いたします。

○川上委員

今のままだとですね、10番目の方ですね、当時教育長の武井市長が任命しておきながら、飯塚市議会福祉文教委員会で聞かれたときに、聞かれているわけですけど、答えられない理由によって、必要性についてね、答えられない理由によって任命したということになってしまいますけど、市長、答弁しませんか。

○武井市長

先ほど来、課長、部長がご答弁申し上げておりますように、委員に任命したというのは、指定管理者として飯塚市の多くの図書館で実際にこの図書館業務に当たっていただいて、様々な取組に関わっていただいたり、様々なノウハウをお持ちだということで、先ほど部長がご答弁申しましたけれども、そういったことで、当時教育長として、委員として認めたものというふうに思っております。

○川上委員

私は不適當ではないかというふうに思うわけですね。10分の1は不適當だと思います。指定管理者である方を任命するのはね。同時にですね、市の幹部職員を3人検討委員会に入れてしまった理由をお尋ねします。

○生涯学習課長

この行政職3名の方につきましては、先ほど役職等も申し上げましたとおり、子育て支援とか保育課、保育の現場を知る担当主査の方、子育て支援も子育て施策を担当する課長補佐の方、

そして、学校教育につきましても、児童クラブ、学校における読書活動等、広く関わっていたために、そういった基礎知識、広い専門知識を持った方を任用しまして、こちらの検討委員会、そういった方たちの意見も踏まえて、子ども図書館を整備する必要があったんじゃないかと、そういうことを考えまして、専門の知識をお持ちの方である、この3名の方を委員として採用したところでございます。

○川上委員

教育長が自分の部下を諮問機関のメンバーに入れる。入れたということでしょう。学校教育課長補佐について言えば。そして、市長部局の誰と言いましたかね、市長部局は子育て支援課長、もう1人誰でしたかね、保育、そしたらね、学校教育課長補佐、直属の、直属のというのは教育委員会のという意味ですけど、部下を自分が諮問するところに入れて、そして飯塚市長の部下を、教育長が2人入れると。それは専門性はありますよ。いろいろ意見は、組織的に市長部局のそれぞれの担当部として意見を述べるができるじゃないですか。学校教育課としても意見を述べるができるじゃないですか。なのに10人しかいない委員の中に、そういう市長部局の2人の幹部、それから自分の直属の幹部をね、10人しかいないんですよ。その中にね、3人入れる理由が分からない。分かります。どうなんですか。

○教育部長

この飯塚市立子ども図書館整備等検討委員会でございますけれども、その設置目的としましてはですね、子ども図書館の整備等に関し、子ども図書館の在り方について、その方向性、具体的施策の展開について、幅広い視点から意見を聞くため、飯塚市立子ども図書館整備等検討委員会を設置するということになっております。この幅広い視点から意見を聞くためという部分について言えばですね、当然、子ども図書館、子どもと名のつくものでございますので、保育、それから子育て、そして就学児を預かる学校教育、こういったところの各担当のほうからの立場で意見を聞くことは必要だというふうに考えているところでございます。

○川上委員

考えているじゃなくて、2年前の7月20日に設置をつくっているぐらいだから、任命はその頃に行っているでしょう。そのときの判断を聞いているわけですよ。武井市長、当時の武井教育長の必要だと認めた判断を聞いているわけですよ。今がどうだとか聞いてないでしょう。

○教育部長

考えたわけですよという先ほどの語尾でございますけれども、当時そういった判断をしたものでございます。

○川上委員

そこでね、この委員なんですけど、市民公募を行おうと、先ほど表現的にはどうかと思うけど、部長が言った表現で言えばね、子どもと名のつくことですからという言い方をしたけど、それを言うんだったらね、利用者の立場とかね、子どもの読書の問題の立場とか、もっと幅広くおられるわけでしょう。10人のうち教育長が必要と認めるものが4人、しかも、そのほかにも市役所のOBもおられるとなってくるとね。この委員会は、ちょっと先ほど設置目的を言われたけど、それが適正に活動できるかね、不安を覚えるのは普通じゃないかと思うんです。市民公募をしなかった理由をお尋ねします。

○生涯学習課長

委員さんは確かに10名いらっしゃいますけれども、市民公募、ちょっと正式な資料が今手元にございませぬので、何ともあれなんですけども、当然、一般市民の皆様意見を聞くことは大事というところでは、私も認識は一緒でございます。ただ、この中に確かに行政の関係者もいらっしゃいますし、行政のOBの方も確かにいらっしゃるんですが、一般市民、学識経験者も含めて、図書館運営委員の方もボランティアの方にしてもですね、あと保育協会の方も保育の現場を知っている方ということで、いわゆる一般市民を代表とまではちょっと言えないか

もしも、そういった方たちの意見を入れることが、広くそういった一般市民、専門職を通じての一般意見にはなりますけれども、拾うことになるんじゃないかということで、市民公募までには至らなかったのではないかというふうに私は考えております。

○川上委員

考えて、考えてと部長も言う、課長も考えると言うけど、考えは聞いてないでしょう。事実を聞いているだけです。市民公募をしなかった理由は何かと。この質問ですよ。それに対して、そう考えますでは困りますよ、分からないんでしょう、今。

○生涯学習課長

そうですね、当時、選ばなかった理由については、今、正確にはちょっと分からないところでございます。

○川上委員

じゃあ、なぜ手を挙げるんですか。分からないと言うために、手を挙げたわけ。分かっている人がいるんでしょう。武井さんが答弁すればいいじゃないですか。分からないですか、市民公募しなかった理由。

○教育部長

この検討委員会をつくるに当たってでございますけれども、当時担当課のほうがですね、他市における検討、委員会なり検討会なりの要綱などを参考にしつくったということを記憶しております。その中では、下田市立図書館整備庁内検討委員会、これは庁内ですけれども、そのほかには亀山市立図書館整備推進委員会、また狛江市新図書館整備検討委員会、紫波町ですかね、庁内検討委員会、こういったところの各種検討委員会の要綱を参考にしながらつくったというのは記憶しているところでございます。その中で今申しました検討委員会の要綱においてですね、おっしゃられる市民公募というのがないんですね。その代わりに、市民の意見を全く聞かないのかということになりますので、そうではないと。ただ公募までは至らないけれども、先ほど課長が申しましたように、民間の保育施設だとか、そういった部分の方を入れることによってご意見をいただくということで要綱の検討委員会のメンバーをこういう方にしようというふうにしたというふうに記憶しております。

○川上委員

10人以内と自分たちで決めて、市長が任命するものをさ、4人入れたら、市民公募を入れる隙間ないじゃないですか。だから、市長が必要と認めるものから3人プラス1の4人を外して、市民公募をするという考え方は当然あったと思うんですよ。それをね、どういう理由で市民を排除して、それでは今の答弁から言えばね、市民の意見を聞かないのは形が悪いので、別の形で聞きましょうみたいなね、先ほど妙なこと言ったよね。1番から6番の人たちが市民の意見を含めて意見を述べるができるんじゃないですかとか、適当なことを言っていたけど、そんなわけないでしょう。そんな理屈が通るんだったら、ほかの諮問機関で、市民公募はやれなくなってしまいますよ。こんなひどいことをね、反省もなくね、武井市長、答弁も立たないんだから、ひどいと思いますよ。これは、教育長の意向が通りやすい、今市長ですからね、教育長の意向が通りやすい、検討委員会を市民を排除してつくったということに客観的になりませんか。

○教育部長

確かにメンバーとして先ほど言われた市のOBという方もおられる。そこを含めれば市の職員、または元市の職員というのが過半数を占めるんじゃないかというようなお話でございますけれども、実際は自治会関係者やまちづくり協議会関係者、こういったものについては、それぞれの団体のほうからの推薦をもってお願いしているところでございますので、市のほうから、OBの方など、この方をというふうなお話で選出されたわけではございません。結果としてそういった人数配分になっていると。そういった人数配分というのは、おっしゃられるように、市の職員、または元市の職員のほうが多いんじゃないかという結果になっているというだけで、

それも本当たまたまというか、結果そうになっているということでございます。

○川上委員

ユーチューブで聞いている人は、教育長の答弁、そうかなと、やっぱり結果としてそうだったかなと、つい思ってしまうかもしれません。私が言ったのは、1番から6番までの方のことを言っているわけではなくて、職員3人、それから指定管理者1人、この4人について、武井当時教育長が入れることによって市民公募をしなくなったということを行っているわけで、1番から6番のことに話をすり替えるのは、ちょっとひきょうだなと思いますね。それからね、市民公募をしなかった、市民の意見をそのことについて言えば、やっぱり排除しようとしたと心配するんだけど、この要綱の第7条、情報公開とありますね。これをちょっと紹介してください。

○生涯学習課長

要綱の第7条でございますけども、情報公開に関する条文でございますして、会議は、原則公開とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、委員会の全部又は一部を非公開とすることができるという内容でございます。

○川上委員

教育部長が先ほど答弁されました。この要綱はどこを参考にしたものですか。

○教育部長

当時、参考にしたのが。下田市立図書館整備、これは庁内検討委員会でございますけれども、設置要綱、それから亀山市立図書館整備推進委員会要綱、また、狛江市新図書館整備構想検討委員会の設置運営に関する規則、また、紫波町図書館整備検討委員会設置要綱、こういったところを参考にしています。

○川上委員

聞きたかったのは、この情報公開第7条の文面、ぴたっと一致しているところがあるんですか。

○教育部長

この情報公開の関係に関して規定をされているところはございません。

○川上委員

そうすると、これは飯塚市教育委員会オリジナルということですか。

○教育部長

今参考にした他市の要綱からすれば、これは市が検討する中で、こういった情報公開に関する条項を定めたということになります。

○川上委員

例えば下田市の要綱、情報公開の規定はどうなっていますか。

○教育部長

下田市立図書館整備庁内検討委員会についてでございますけれども、これは庁内ですけどもよろしいでしょうか。（発言する者あり）

亀山市立図書館整備推進委員会要綱のほうでお答えさせていただきます。こちらのほうの要綱につきましては、1条が設置についてで、これは委員会の設置についての規定でございます。2条のほうは所掌事務のほうになります。所掌事務について規定されている。3条のほうは組織について規定されております。次に、4条は任期についての規定でございます。5条は委員長及び副委員長の規定。6条は会議、これは委員会の招集に関する部分の会議の規定でございます。そして、7条で庶務、委員会の庶務の所管課が規定されております。その他としまして8条、要綱に定める者のほか必要な事項は委員長が委員会に諮って定めるというふうな組立てになっております。

○川上委員

下田、亀山はよく研究しているようですが、亀山に情報公開の条項がないのはどういう理由か、調べましたか。

○教育部長

当時そういった調査を行わなかったというふうなのがなぜかというのは報告を受けておりませんし、私のほうもあえてそこを調査しろというふうに指示した記憶はございません。

○川上委員

後で触れますけど、この情報公開、第7条、こうなっているんですね。会議は、原則公開とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、委員会の全部又は一部を非公開とすることができるとなっているわけですね。この委員会が必要と認めた場合というのは、どういうことが想定されますか。

○生涯学習課長

委員会が非公開と認める場合ということでございますけども、こちらは飯塚市の情報公開条例にございますけども、8条に適用除外という形で挙がっております。こちらの中で言いますと、恐らく関係すると思われるところは、情報公開条例第8条の3号に、行政運営に関する情報ということで、その一文の中に、例えば入札とか契約、そういった工事に関する部分、関係する場合は適用除外することができるというような文言がございますので、この辺りを想定して、この条文はつくったのではないかなというふうには考えております。

○川上委員

考えているわけね。これは法律ですからね。あなた方が考えているのは責任重いですよ。まず委員会が必要と認めた場合というのは、委員会は10人なんでしょう。非公開にするかどうかは、どうやって決めるんですか。

○生涯学習課長

検討委員会の設置要綱の中には、非公開にする、そのところまでは細かく定めておりませんので、その辺はどうやって決めるかと、例えば委員さんが10名いらっしゃいますので、その中の合議で決めるというケースもあると思うんですが、そういったところまでの細かい規定を設けておりませんので、そういった必要が、今まではなかったんですけども、そういった場合がある場合はですね、必要な手続については、今現状として定めたものがございませんので、きちっと規定をしなればいけないのかなというふうには考えております。

○教育部長

若干の補足説明になります。細かい部分については今課長のほうが答弁したとおりになりますけれども、第9条のほうで、こちらのほうの要綱のほうに、この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるというふうにしておりますので、公開、非公開の必要が出てきたときは、この第9条の補則に基づいて決定されるものというふうになります。

○川上委員

その場合は、諮って定めるという場合は、多数決になるわけですか。

○生涯学習課長

多数決かどうかというところでございますけども、委員会全体に委員長が諮ってということでございますので、委員会の総意ではございませんけど、各委員さんに投げかけた上で、公開、非公開を決定するものというふうになってくるのではないかというふうに思います。

○川上委員

委員長が委員会に諮って定めるとなっているんですね。委員長が決めるようになっているわけですよ。委員長はというふうに決めるわけかという質問ですよ。委員長は多数決を求めるとかね。3分の2規定でくるのかね。全会一致でくるのかね。それを定めてないわけ。もう委員長の裁量ですか、これ。

○生涯学習課長

確かに補則9条で、この条文をそのまま読みますと、委員長が委員会に諮って定めるとなっておりますので、多数決、3分の2、いろんな決定の方法はあると思いますが、その委員会の中で、その決定方法も含めたところで、公開、非公開等も含めてですね、やり方はその場で委員会の皆様に諮った上で判断するという形になるのかと思っております。

○川上委員

せっかく部長が9条を引っ張ってきたんだけど、その場合は情報公開、第7条、会議は、原則公開とする。ただしの後ろはですね、9条の文言が入るんじゃないですか。委員会ではなくて、委員長がとなるでしょう。ここ委員会が必要と認めるわけだから、委員長じゃないでしょう。だから委員会の判断というのは、委員長の判断とは違うでしょう。だから9条と7条は矛盾がありますよ。委員長が諮って定めるといふことと、ここで委員会と書いてあるのはね。これは委員会が必要と認めるということは、多数決になるかどうかといふのは、それも分からないわけね。

○教育部長

おっしゃいますとおりですね、当委員会のほうが具体的施策の展開について幅広い視点から意見を聞くためというところで設置されたものでございますので、委員おっしゃいますように、そのところについて、この要綱の中、また現在別に定めているところではございません。

○川上委員

ところで第7条のただし書きは、このままではいかようにも理解できるので、こういう文言というのは、要綱の正当性を問われることになるわけですね。飯塚市には、亀山市にそれがあるかどうか分かりません。飯塚市には情報公開条例の第16条があります。ちょっと紹介してください。

○生涯学習課長

飯塚市の情報公開条例第16条、こちらは会議の公開としまして、執行機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議の審議の内容が不服申立て、苦情処理、あっせん及び調停に係る場合並びに第8条各号のいずれかに該当する場合は、その会議の全部又は一部を公開しないことができる。第1項が。第2項としましては、実施機関は、会議について、会議録を適正に作成するものとする。16条は、そのような内容になっております。

○川上委員

第8条の各号というのがあるわけですよ。例えば、それを公開することが著しく公益を侵すおそれがあることが明らかであるものとなっているでしょう。載ってないですかね。

○生涯学習課長

質問委員言われますとおり第8条の適用除外につきましては、先ほど3号を申し上げましたけど、行政情報の云々もありますけれども、公的なもの、個人の権利とか私的事項に関する、第1号が、個人の私的生活事項に関する特定の個人が識別されるなどということで、2番目が、法人その他の団体に関する情報で、利益が著しく損なわれることが明らかなもの、3号が先ほど申しました行政情報に関係することで、不適なものというような形になっておりますので、質問委員言われますとおり、公開することができないという明らかな理由がないと、この適用除外に反する場合のみ、非公開とするというような形になっているものでございます。

○川上委員

この点について言うとね、この情報公開条例第16条があるにもかかわらず、先ほどの要綱の第7条ということになってきますと、委員会が必要と認めた場合とかいう、分からない、適当なことね、厳しく言えば、もっと言えば、教育委員会側の意向がそのまま伝わる仕組みになっていますから、市長部局もあるけど、しかもそこは10人出席の下では5人で多数になる

わけでしょう。だからこの条例、情報公開条例第16条にもかかわらずね、第7条によって、そうさそうさ、これはもう人には見せられんよと、会議録も残されんよというふうになった場合は、情報公開条例との整合性がとれなくなる。ここにおいてね、やっぱり、この議論を、子ども図書館に関する議論を、メンバーの選定、それから会議の公開、その両面から見てもね、結論先にありきで、あなた方は走り出しているのではないかと。ですから、先ほど課長が答弁されました入札とかね、何と言いましたかね、入札と工事費とか言った、そういうような言葉まで出てくるんじゃないんですか。そういうことを予定しているわけ、この検討委員会は。入札まで取りしきるわけですか、諮問機関が。扱わないですよ。なのに、それを想定してね、全部又は一部を非公開とすることができると。委員会、私の言い方から言えばですね、委員会が必要と認める場合はではなくて、実質的にはね、委員会の多数が必要と認める場合はということになりかねない。非常に危険な状況の中で、子どもの読書活動推進に関する中で、赤印であなた方が記載していることが今進んでいるという事実を、指摘をせざるを得ないわけです。こういう状況を改めて一つ一つを、臆測を抜きに、今質問してきたわけだけど、これで本当に市民の共感とか、合意とか、本当に獲得できるのか、冷静になって考えたほうがいいんじゃないかと。

それから、続けていいですか。そこでね、図書館そのもののことなんですけど、移動図書館の問題について、8月だったか、嘉麻市で頑張っているてんとう虫移動式図書館のことについて、また、あるいは豊前市のぶっくん、移動式図書館のことについて途中まで聞いて、11月ですね、聞いてお互い調べものをして、またやりましょうと言ったんですけど、移動図書館の場合は、山間部の多い本市において、高齢の方、公共施設に難のある皆さんにとって、かなり有効ではないかというふうにも思っておるわけですがけれども、同時に、そのことは、子どもの読書活動の推進という点からいってもね、有効ではないかという問題意識です。それで、嘉麻市のてんとう虫の活動の概要についてお調べになっているところをお尋ねしたいと思います。

○生涯学習課長

嘉麻市の移動図書館でございますけれども、もともと平成5年ほどに始まったものと、たしか記憶しておりますけれども、現状、今ですね、質問委員言われましたように山間部、特に嘉麻市で言いますと、旧嘉穂町とか、そういったところを中心に始まったものと、私のほうは聞き及んでおります。現在、運行につきましても、旧嘉穂町を中心に、例えばほかでは稲築地区とか、そういった稲築の公民館、そういったプラザとか、そういったところにもステーションを設けて、毎週、各第4週ごとに分かれてはおりますけれども、毎週、各週違うところで運行している状況でございます。運行場所につきましても、各ステーションがございまして、18か所程度、市内を各所ステーションをつくって回っているという状況でございます。

○川上委員

予算はどれくらい分かりますか。

○生涯学習課長

申し訳ありません。これは若干古い数字にはなりますけれども、当時、嘉麻市の移動図書館の例でございますが、例えば毎月の運用経費といたしましては、年間で11万2千円ほどの燃料費とともに、これもすみません5年ほど前の数字でございますが、その以外の経費としまして、実際に移動図書館を委託する方の運営費とか、その他諸々いろんな消耗品とか、そういったものを入れて140万ほどの経費がかかっておりますので、合計で160万ほどの、このときは運用経費としてはかかっているところでございます。

○川上委員

初期投資があったと思いますけど、それは分からなかったですか。

○生涯学習課長

失礼いたしました。この当時調べた初期投資としまして、1番はこの移動図書館車、車の費



用でございますけれども、これはちょっと古い分にはなりますが、その当方で費用としまして1178万1千円の移動車の費用がかかっておりますし、すみません、先ほど申し上げていませんでしたけど、その移動図書館に同乗する嘱託職員、主事さんですけど、毎月の人件費がかかっているところでございます。

○川上委員

ここはですね、あんまり細かく言うとあれですけど、スイミングプラザなつきとか、それから、これは上区というのかな、公民館、小野谷公民館、宮野公民館、稲築地区公民館、足白車庫バス停前、足白公民館、椎木浄円寺前、牛隈神社前、貞月公民館、上牛隈公民館、東畑、泉河内、大力、千手、才田とか、公民館をずっと行くんですよ。これは利用状況、まず調べていますか、高齢者が多いとか子どもたちが多いとか、紙芝居まで積んでいくらしいけど、そこまで調べてないですか。

○生涯学習課長

申し訳ございません。細かい利用状況までは、今回のちょっとお調べできておりません。すみません。

○川上委員

学校はですね、全国的にもそうだけど、統廃合しているじゃないですか。それで、学校の図書室はどうなると思います。廃校になった学校の図書室、廃止になりますよね。学校が廃止なんだから、学校図書室も廃止ですよ。一つの知的な拠点は失われていくわけです。嘉麻市の状況はご承知のことかあると思います。それで、豊前の状況、ぶっくんというんですけど、ここはどういう状況ですか。

○生涯学習課長

すみません、豊前市の移動図書館のことでございますけれども、申し訳ございません。調査が及んでおりませんで、なかなか運用状況も含めてですね、公開されている情報がちょっと少なくですね、内容的には公開できておりませんし、いろんな費用的なものも含めて、今ちょっと調査が及んでおりませんので、今お答えできる数字的なものは、申し訳ございません、今手元にはございません。

○川上委員

豊前市は海岸線から、ちょっと平野があって、すぐ谷間がずっと広がっているまちですよ。言わば「くしの歯」みたいな感じで、横から横には行きにくい。谷を越え山を越えというのはなかなか行きにくい。1回、やっぱり海岸沿いのほうに下りて行ってまた登るみたいな形で、学校が幾つかあります。それで、そこの運行表を見たんだけど、ちょっと古いですが、学校、それから学童、保育所、幼稚園、そうしたところに行くんですよ。これは、一度行ってみたいと思いますけど、この子ども読書活動推進計画の中で、これらのまちがどういうふうに、この移動図書館はね、位置づけているか、調べてみる必要がある。市民の合意、子どもたちのニーズにもよると思うけど、どこかにどんと子ども図書館と名のつくものをつくって、子どもたちはさあみんな214キロ平方メートルから、ここに集まれというのか、本を抱えて子どもたちがいるところに持っていくほうが良いのかね。学校とか今言ったような施設とともに、公民館にも子どもは来るでしょうから。これは、真剣に考えていいんじゃないかと、どちらか一つという意味合いで考える必要ないと思いますけど。移動図書館について、武井市長は何か認識がありますか。

○教育部長

移動図書についてでございますけれども、私のほうも教育部長のほうに就任して、子ども図書の話もありましたし、伊万里市ですかね、あちらのほうに先進地視察ということで、一昨年度行かしていただいたときに、移動図書館については、現物を見させていただきました。そのときの私の感想としてはですね、単に車に本を積んで持っていくというものではないなど。本

の積載の方法も含めて貸出し、返却、そういったところまで含めて考えると、これは確かに図書館なんだと。移動とは名がついているけれども、これをどういった経過で伊万里市のほうが導入されたのかというのは、調査する必要があるなというふうな認識には立っていたところではございます。そういう認識でございます。

○川上委員

市長、大丈夫ですか。

○武井市長

所管が教育委員会のことではございますが、今部長、それから質問者からお話ありましたけど、そんなに移動図書館について私の情報量はないというのが事実でございますけど、ただそういうふうに、いろんな子どもたちのところに出向いて、そういう機会をつくるというのも、やっぱり一つの読書活動推進の手法ではあるなということで、興味深く聞かせていただきました。

○川上委員

このてんとう虫号はですね、本や視聴覚資料、どれぐらいだと思いますか。約2500点、教育部長がおっしゃったように、もう図書館です。だから、本をぴっとして、電子処理を全部してしまう。図書館なんですよ。だから6番目の図書館として、本市でも検討してもいいのではないかというふうに言い続けているわけですけど。

次のテーマですけど、図書選定、図書選定委員会の責任者が指定管理者であるということについては、大変驚きを持って答弁を聞いたわけですけども、まずですね、ボリューム感が分かるために、現在、蔵書量が分かりますか。

○生涯学習課長

直近といいますか、1番最近の数字でございますけれども、蔵書数といたしましては、全部で51万2千ほどございます。

○川上委員

それで、毎年あるいは計画年次を持った更新はどのくらいか、数量で答弁できますか。

○生涯学習課長

大変申し訳ございません。今ちょっと手元に資料がございませんので、ちょっとお答えすることができません。申し訳ございません。

○川上委員

今更新を聞いたんですけど、資料がない。そうであれば、新規購入は毎年どうか、あるいは3か年でこうなっていますとかいうのがありますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:00

再開 15:11

委員会を再開いたします。

○生涯学習課長

先ほど頂きました図書の更新等々の数につきましては、今調査中でございますので、委員会の最後のほうに報告をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○川上委員

先ほど聞いたのは更新計画だったと思いますが、新規計画も言ったかな、単年度なのか数年になっているのかちょっと分かりませんが、それを聞いたんですね。それで、実績のほうは分かりますか。

○生涯学習課長

すみません。実績でございますけども、ちょっと先ほどご答弁という形で申し上げましたけ

ども、これは令和4年度の数字でございますけれども、実際に図書資料、AV資料とかも含めて全てでございますけれども、購入した件数といたしましては、令和4年度が1万7460点でございます。1万7460点でございます、それが令和4年度の購入資料点数でございます。あともう1点でございますけれども、当然古くなった本等を除籍という形で処分とか廃棄いたすこともございますけれども、そちらにつきましては、令和4年度の実績が2万2824点、実績という数字で言いますと以上になります。

○川上委員

その関係で特に1万7460点なんですけど、これにかかる費用はどれぐらいだったか分かりますか。

○生涯学習課長

こちらの1万7460点の金額でございますけれども、3249万9902円という金額でございます。

○川上委員

この間の推移についてはまた別の機会にですね、新規あるいは更新の推移をお尋ねして、傾向を調べてみたいと思うんですけど。今日はあと、更新及び新規の図書を選定するルール、本を買うルールですよね。除籍をするルールもあるでしょうけど、それはどういうルール、システムで行われるようになっていきますか。

○生涯学習課長

選定、購入方法につきましては、こちらは指定管理でございますけれども、図書館流通センターが発行しております「週刊新刊選定案内」というものが毎週作成されまして、こちらは毎週火曜日に届きまして、それをスタッフで共有いたしまして、各ジャンルの、そこそこの担当はいますので、そういった意見を聞きながら、選定を行っており、週末に、火曜日に届きましたものについては、週末に発注して、実際に発注したものが翌週、1週間後ぐらいには届くというような形になっております。実際、5館ございますけれども、飯塚、筑穂、庄内、穂波につきましては毎週購入しているところでございまして、潁田館はちょっと規模が小さいところもございますので、毎週とは言わず、月に1回か2回程度というような頻度で購入を行っているところでございます。

○川上委員

火曜日に、潁田を除いて火曜日に情報が来るので、金曜日ですか週末は、に発注すると。その間の流れをちょっともう少し、さっきスタッフという表現がありましたけど、もう少し見えやすくお願いします。

○生涯学習課長

先ほどスタッフと申しましたのは図書館の、指定管理の職員でございますけれども、各全員でそういった冊子、発行されました冊子を確認するところで、それを全ての目を見て、必要な図書を選定するところでございますし、また、全ての職員の意見を聞きつつ、いろんな分野において特化した担当が持っておりますので、担当の意見をまた聞きながら全体的な購入の点数を含めて、購入する作品を決めているところでございます。

○川上委員

ちょっと分かりにくいんですけど、例えば、ちくほ図書館のほうでいろいろ調べてですよ、こうしたものをちくほ図書館が独自に発注するのかね、それとも、その提案は図書選定委員会に集約されて、そして選定委員会の了解の下に指定管理者が発注するようにしているのかね、何かそのところが、ちょっと今では分かりにくいんですけど。

○生涯学習課長

先ほど申しました市内5館ございますので、5館のスタッフがそれぞれその資料に基づいて発注する、購入する本を決めるところでございます。それで、そこそこで発注をして、そこそ

この図書館に届くというような流れになっております。そういった毎月のそういった購入作品につきましては、一般的な本は別といたしまして、特に高価な図書ではございませんけども、そういったところも含めて、資料選定委員会のほうに報告して、そういったところで、図書館の運営をうまくやるように、図書の選定がうまくいっているかどうかも含めて、私たちが入ったところで、購入点数について確認し、今後の図書館運営の事業に生かしているところでございます。

○川上委員

それぞれの図書館で、例えば年間どれぐらいの本を買ってよいとか、予算的に、それから基準的に、こうしたもの、1番は新刊とかね、定期刊行物とかね、何かそういう基準を書いたものがあるわけではないですか。まず一つ一つ聞こう。館ごとの、購入が認められる館ごとの予算規模というのはどうなっていますか。

○生涯学習課長

失礼いたしました。各館ごとの予算規模でございますけど、これも申し訳ありません、令和4年度のちょっと実績となりますけれども、5館別に申し上げますと、飯塚図書館が1831万6千円、ちくほ図書館が587万5千円、庄内図書館が595万円、穂波図書館が186万円、颯田図書館が49万9千円、合計で3250万円となっております。

○川上委員

これは何の基準でこのように分かれていますか。

○生涯学習課長

こちらの予算規模につきましては、当然各館の蔵書とか規模がございますので、その規模に応じて、もしくは必要なその時々状況といいますか、特別にこの館は必要とかいうようなところを話し合った中で、予算配分を決めて、全体で3250万円の予算を執行しているところでございます。

○川上委員

この5館のうち、最初に指定管理にしていたのはどこでしたかね。

○生涯学習課長

指定管理につきましては、もともと3館が指定管理となっておりますので、いわゆる飯塚館とちくほ館、庄内館、その3館が指定管理となっておったところでございます。

○川上委員

穂波と颯田はいつ指定管理になりましたか。

○生涯学習課長

穂波と颯田につきましては今年度、令和5年4月1日からでございます。

○川上委員

そうすると、R4年度の数字ですから、この186万円穂波、49万円颯田というのは直営のときの、図書を購入する金額ということになりますね。ちょっと確認して。

○生涯学習課長

質問委員の言うとおりでございます。

○川上委員

で、これがR5年度はどういう状況かは分かりますか。

○生涯学習課長

申し訳ございません。ちょっと令和5年度の数字は今手元に用意しておりません。申し訳ございません。

○川上委員

これは実績でR4年が出ただけで、これ、誰がこの数字を決めるんですか。

○生涯学習課長

図書館全体の予算がございまして、それを、先ほど若干申し上げましたけど、各館の規模等を含めて、図書館スタッフの中で、それは均等というか、協議の中で各館の割当てを決めているところでございます。

○川上委員

ちょっと聞く順番が悪かったかもしれませんが、R4年度の3250万円というのは、当初予算との関係で執行率はどのくらいなのでしょう。

○生涯学習課長

若干の端数はございますけれども、もうほぼ100%に近い数字でございます。

○川上委員

そうすると、1831万円、587万円、595万円は指定管理者の下にある館なんですね。186万円と49万円は市の直営の下にあったわけですね。どうしてこんなに著しい差が出るんでしょう。これは指定管理者に3250万円のうち、今言った上から三つの分について、指定管理者にどうぞと。それから穂波と颯田については生涯学習課のほうでコントロールするというように指定管理市と分かれているわけなんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:28

再開 15:34

委員会を再開いたします。

○川上委員

この際、次の資料を提出頂いて、次の機会に審議が深まるようにしていただきたいと思えます。それで資料の要求をしたいと思うんですけど、図書を選定、新規購入、更新について、一つは計画と予算及び実績。颯田と穂波を指定管理にした時期を含んで3か年くらいの実績で。それから2点目はルールと実際の流れが分かるように、分かりやすくお願いしたいと思います。取り計らいをお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま川上委員から要求がっております資料は提出できますでしょうか。

○生涯学習課長

ただいま要求頂きました資料につきましては、こちらで準備して、次回の委員会のほうで提出させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長

お諮りいたします。ただいま川上委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を次回求めます。

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

午前中保留しておりました永末委員の資料要求につきまして、改めて執行部にお尋ねいたします。永末委員から要求がありました資料は提出できますでしょうか。

○生涯学習課長

要求頂きました資料につきましては、情報公開条例の個人情報等の規定による部分を個人情報等も踏まえた上で、次回提出させていただきたいと思います。

○委員長

お諮りいたします。永末委員から要求がありました資料については、要求することにご異議

ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、次回の閉会中の委員会に資料の提出を求めます。

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

本件につきましては、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 15 : 37

再開 15 : 38

委員会を再開いたします。

次に、「虐待の予防事業について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

今回提出の案件につきまして、資料を提出しております。その説明をいたします。

この資料のうち1ページから8ページまでは、「飯塚市における障がい者の状況」は、障がい者手帳の所持者数等、難病患者の状況、障がい児の状況について、記載しております。

なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を「障害者総合支援法」と「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」を「障害者虐待防止法」と略して説明いたします。

2ページを御覧ください。「飯塚市における障がい者の状況」として、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数の推移を記載しています。

障がい者手帳所持者数につきましては、令和4年度末現在、障がい者手帳所持者は8686人で、内訳としましては身体障がい者手帳所持者5985人、療育手帳所持者1509人、精神障がい者保健福祉手帳所持者1192人となっています。身体障がい者手帳所持者数は減少傾向にあります。なお、それぞれの手帳・受給者証についての内訳は、次ページ以降で述べます。

3ページを御覧ください。

療育手帳所持者及び精神障がい者保健福祉手帳所持者の推移について記載しています。

療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和4年度末現在では1509人となり、平成30年度から295人増加しています。療育手帳所持者数を等級別にみると、A判定（重度）に比べB判定（中度・軽度）の占める割合が高くなっており、B判定の人が令和4年で882人と、手帳所持者の58.4%を占めています。なお、このA判定・B判定という表記・呼称については、福岡県のものであり、都道府県や政令市によって異なります。

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は令和2年度に減少はしましたが、全体的に増加傾向にあります。

4ページを御覧ください。指定難病医療受給者証の推移について記載しています。平成25年度からの障害者総合支援法の施行により、難病、疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が、厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものと定めてありますが、この人も、障がい福祉サービスが利用できる障がい者の範囲に含まれました。難病のうち、難病医療費助成制度の対象疾病の人については、令和5年度で1028人となっています。

5ページを御覧ください。障がい児の状況について、保育所及び幼稚園に在籍している障がい児の推移を記載しています。市内の保育所に在籍している障がい児数は増加傾向にあります。また、市内の幼稚園等に在籍している障がい児数も増加しています。

6 ページを御覧ください。特別支援学校等の在籍状況の推移について記載しています。近隣の特別支援学校に在籍している児童・生徒数ともに増加をしています。同様に、市内の小中学校における各種特別支援学級に在籍している児童生徒数も増加しています。

7 ページを御覧ください。通級指導教室及び放課後児童クラブにおける障がい児等の在籍状況の推移について記載しています。

通級指導に係る児童生徒数の合計は児童生徒数とも減少しています。放課後等児童クラブに在籍している障がい児も、児童数は減少傾向にあります。

8 ページを御覧ください。児童通所支援の利用状況の推移について記載しています。児童発達支援事業利用者、放課後等デイサービス事業利用者ともに年々増加している傾向にあります。

9 ページを御覧ください。「障害者虐待防止法」についての説明でございませう。

障害者虐待防止法は平成24年の10月1日から施行されました。この法律は、障がい者に対する虐待を禁止するとともに、虐待を防止するための施策の推進、虐待が起こった場合の障がい者の保護や自立支援のための措置、障がい者を養護している人に対する支援などについて定めた法律となっています。

次に、障がい者虐待の定義ですが、障害者虐待防止法では、「障がい者」とは障害者基本法第2条第1号に規定する障がい者とされ、同号では「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、各種障がい者手帳を所持していない場合も含まれます。障害者虐待防止法では障がい者虐待の種別について、養護者による障がい者虐待、障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待、使用者による障がい者虐待に分類しています。

10 ページを御覧ください。虐待者、つまり虐待をする側の人の定義を示しております。虐待者は、次の3種類に分類されております。

①養護者による障がい者虐待における「養護者」とは、「障がい者を現に養護する者であつて障がい者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」と定義されており、家族、親族、同居人等が該当します。同居していなくても、身の世話をしている知人等が養護者に該当する場合があります。障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待における障がい者福祉施設従事者等については障害者総合支援法等に規定する「障がい者福祉施設」又は「障がい福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義されています。使用者による障がい者虐待における「使用者」とは、「障がい者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」と定義されています。事業主には、国及び地方公共団体は含まれていません。

なお、高齢者虐待や児童虐待と被る部分については、それぞれの対象の方が優先しており、それ以外の障がい者についてが、この法律の対象となります。

11 ページを御覧ください。障がい者虐待の種類について記載しています。このページに記載しております5種類は、先ほど説明いたしました高齢者や児童に対する虐待と同じでございます。

1つ目としまして、身体的虐待、これは障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。

2番目としまして、性的虐待、障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。

3番目としまして、心理的虐待、障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

4つ目としまして、放棄・放置、これは障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間

の放置、養護者以外の同居人による、先ほど申しました1から3までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

それから5番目、経済的虐待ですが、養護者又は障がい者の親族が当該障がい者の財産を不当に処分することその他当該障がい者から不当に財産上の利益を得ることとなっております。

12ページを御覧ください。厚生労働省がまとめた「令和4年度都道府県・市区町村における障がい者虐待事例への対応状況等（調査結果）」を一部抜粋して掲載しています。令和4年度の養護者による障がい者虐待の相談・通報件数は8650件。虐待判断件数においては、2123件となっており、増加傾向にあり、令和4年度の被虐待者数は2130人となっております。令和4年度の障がい者福祉施設従事者等職員による障がい者虐待の相談・通報件数は4104件。虐待判断件数においては、956件となっており、増加傾向にあり、令和4年度の被虐待者数は1352人となっております。

13ページを御覧ください。厚生労働省がまとめた「令和4年度使用者による障害者虐待の状況等」において通報・届け出のあった事業所数においては、令和2年度から横ばいとなっており、令和4年度の事業所数は1230件となっております。虐待が認められた事業所数においても、令和2年度から横ばいとなっており、令和4年度の虐待認定は430事業所となっております。

14ページを御覧ください。障がい者虐待が発生した場合の対応について記載しています。

厚生労働省が示した「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」から抜粋して記載しています。本市においては障がい者虐待事案対応マニュアルを作成しマニュアルに基づき虐待事案の対応を行っています。

15ページを御覧ください。本市は、障がい者に対する虐待を防止するために、嘉麻市及び桂川町とともに、本市の穂波支所内に飯塚市・嘉麻市・桂川町 障がい者基幹相談支援センターを設置しており、ここが障がい者虐待防止センターを兼ねております。

このページには、障がい者虐待防止センターの設置・取組について記載しています。

1つ目は、養護者、障がい者福祉施設従事者等、使用者による障がい者虐待に関する通報又は届出の受理。

2つ目は、養護者による障がい者虐待の防止及び養護者による障がい者虐待を受けた障がい者の保護のための相談、指導及び助言。

3つ目としまして、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発が載っております。

養護者、障がい者福祉施設従事者等、使用者による障がい者虐待に関する通報又は届出について障がい者虐待防止センターでは電話等で24時間・365日の受付体制を整備しています。また、社会福祉士等の専門職員を配置し体制を取っています。

養護者による障がい者虐待の防止及び養護者による障がい者虐待を受けた障がい者の保護のための相談、指導及び助言として、行政職員と虐待防止センター職員が連携し、通報・届出に対する安全確認や事実確認を行います。

障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発として障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律の理解のための研修を実施しております。

16ページを御覧ください。障がい者虐待の予防に関する主な取組を記載しています。障がい者の相談支援は、障がい者やその家族等からの福祉に関する様々な問題について、相談支援専門員等が相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービス等の利用支援等を行います。障がい者基幹相談支援センター及び障がい者相談員の相談件数を記載しています。

適切な障がい福祉サービスの利用を促進する支援として、関係機関と連携し、障がい者やその家族のニーズの把握を行い、適切な障がい福祉サービスの支給決定を行います。

障がい福祉サービス利用者の推移を記載しています。令和2年度から令和4年度を比較する



と296人増加しています。

17ページを御覧ください。

障がい者が地域で自立した生活と行うために居住の場の確保を行います。本市におけるグループホーム数は令和4年度が21か所となり増加しています。

次に、「養護者に対するレスパイト」については、障がい者の短期入所など障がい福祉サービスの利用で、養護者の障がい者介護の負担を減らし、休息できる時間をつくります。短期入所の利用者及び利用日数は令和4年度で38人、295日となり増加しています。

3番目の「障がい者への権利擁護」については、障がい福祉サービスの利用や財産の管理などを行うに当たり、判断能力が不十分な知的障がい者または精神障がい者に対して成年後見制度の利用に係る費用を助成することによって、障がい者の権利擁護を図ります。令和4年度は1件決定しております。

18ページを御覧ください。障がい者福祉施設従事者等による虐待を防止するため、障がい者虐待防止センターと連携して、市内の事業所に対して「障がい者虐待防止・権利擁護研修」を実施し、県が実施する障がい者虐待防止に係る研修に参加するよう要請しております。

また、市内の指定特定相談支援事業所の集団指導において障がい者虐待について説明を行い、障がい者虐待を見つけたときには市及び障がい者虐待防止センターに通報を行うように指導しております。令和3、4年度はコロナウイルス感染症予防のため書面開催となりましたが、本年度は、穂波交流センターで対面方式で開催いたしました。

飯塚市及び虐待防止センターで虐待に関する通報窓口を設置しております。通報があった際には、緊急性の有無を判断し、各ケースごとにコアメンバー会議を開催し、必要に応じて事実確認を実施し、ケースごとに対応を行っております。令和4年度におけるセンター及び本市への通報件数は30件ありまして、うち、本市における虐待認定件数は2件でした。

今後も、市報・ホームページ・SNS等で、虐待に対する啓発記事と虐待防止センターの連絡先を掲載するなどして、啓発を行っていきたくと考えております。

以上で、提出しております資料についての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

すみません、ちょっと教えていただきたいんですけども。結局、障がい者の分類で児童もいますよね。親御さんが保護者になってきます。で、障がい者のパターンでいくと、これ保護者が養護者という形で理解してよろしいんですかね。そうすると、例えばこの虐待がですね、児童虐待なのか、障がい者の虐待なのか、今、飯塚市に通報を受けるところはあるって言われていたんですが、児童虐待であれば飯塚家児相になっていますよね。で、障がい者の虐待の場合だと基幹センターでしたっけ、そちらのほうになるという今のお話でしたが、そういった場合は飯塚市と基幹センターとで、例えばどちらかに通報が入りましたよっていったときには、話し合っ、どちらかが指導していくというふうになるのか。例えばそういう場合って、児童に関してですね、虐待が行われた場合というのはどういうふうにお考えなのかをちょっとお示しくください。

○社会・障がい者福祉課長

まずですね、障がい児の場合で、うちのほうのサービスですね、放課後等デイサービスとか児童発達支援ですね、その利用者につきましては私たちのほうの対応になります。私たちのほうか、虐待防止センターです。どちらかに通報があります。通報がありましたら、どちらとも集まりましてコアメンバー会議を開きますので、合同で対応することになります。それ以外でおうちにいらっしゃる方については児相のほうの対応になります。

○兼本委員

例えば、放課後等デイサービスを利用されているお子さんがいらっしゃいました。例えばそこにネグレクトの親御さんがいらっしゃったというのがデイサービスの施設が分かりました。これって多分僕は児童虐待じゃないかと思うんですけども、そういった場合には、障がい者虐待という形で連絡があるというふうな、今の理解でよろしいんですかね。

○社会・障がい者福祉課長

通報はどちらにされても結構なんです。ただ実際今のケースになりますと、非虐待者というのは確かに児童サービスの利用者ですが、虐待者は児童の親に当たりますので、これは児童虐待のほうで対応することになると思います。

○兼本委員

今そういった形の連携ってというのは出来上がっているということでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

そういうふうな連携は中で取れております。

○兼本委員

ありがとうございます。次にですねこの障害者虐待防止法の中に、施策の推進っていう文言があります。で、先ほど課長のほうから何点か、その内容を受けたと思うんですけども、障がいの場合は養護者それから施設の施設長であったりとか、従事者であったりとか、様々だと思うんですね。それぞれに養護者に関しては、児童虐待であるならば児童虐待の方向で対応していかなくちゃいけないのではないかと。施設長であったり、例えば従事者であった場合っていうのは、やっぱり虐待を起こすケースっていうのがあるんじゃないかと思うんですが、その辺りというのは分析とかはもうされてあるんでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

分析というところまで行けてないかと思いますが、実際には対応するときにはこういうケースというケースごとに対応の方法を考えておりますので、実際に多いのは確かに事業所の虐待でございます。家族によるものも確かにございますけども、事業所の従事者の場合につきましてはコアメンバー会議を開いた後、聞き取り調査入ります。その中でたしか認められないことも多いので、認められた場合については虐待の認定という格好になりますが、そうでない場合についてはもうやむを得ず、注意をして、その後虐待がないように、研修等をきちんと正しく行ってくださいという指導を行って帰ってまいります。

○兼本委員

あと例えば職員さんの場合ですよ。やっぱり今施設、非常に人材が不足しているということで、やっぱりストレスを抱えたりとか、様々な問題からの虐待等っていうのが起こると思うんですね、先ほどちょっと何かひとつこういうことをやっていますよというお話をききましたが、果たしてそれだけで大丈夫なのかなと思うんですね。そういったときに例えば市のほうとしてもこの従事者に対する支援というか、虐待を起こさないような対策のための支援というようなことはお考えがあるんでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

実際に事業所に対する指導というのは、説明会等を行っておりますが、実際に参加されている方というのは、事業所の経営者とかじゃなく、現場の方が参加されているケースが結構多いんですね。そうすると事業所全体の問題として持ち帰っていただけるかどうか若干不安材料がございます。そのために今、飯塚市と桂川と嘉麻市です、自立支援ネットワークというのを今つくっております。その中に部会が今四つ既に存在しますが、この間、その会議があったんですけども、三つ部会を新しく設立しようとしております。そのうちの一つが施設連絡協議会というまだ現時点は仮称でございますけども、そこで研修会を行うに当たっては、施設の管理者等と呼んで研修をしたいというふうなことを今のところ企画する予定になっておりま

す。

○兼本委員

その自立支援ネットワークというのを、ちょっと私も今気にしていたんです。結局この今なんでしょうか、この障がい者の虐待防止センターっていうのが2市1町なんですよ。果たしてその飯塚市だけで対策が練れるのかなといったところを非常にちょっと疑問にも思っていたところだったんですけども、今それを自立支援ネットワークという形で補っていかれるという形なんですかね。そうするとこの自立支援ネットワークっていう内容とかはまだ具体的に今はまだ計画中ということでよろしいんですか。

○社会・障がい者福祉課長

既にこの中には四つ部会が既に存在しまして、全体会議も何回か行っております。歴史的にはもう10年ほどになるそうなんですけども、途中でちょっと1回頓挫した時期があったみたいなんです。で、今の支援センターができて、そこが一応コアになりまして、このネットワークを行っておりますが、新しく部会長の会議をすることがこの間の会議で決まっております。それからもう一つ、当事者部会、当事者の団体とか支援者が入る部会ですね、それから先ほどちょっと説明いたしました施設連絡協議会というのが、まだこの間の会議で承認されたばかりですので、まだ名前として仮の状態になっておりますけども、それぞれの中で話がありまして、正式な名前等は決まることになると思います。

○兼本委員

ありがとうございます。児童虐待でいう要対協的な役割みたいな形で認識させていただければいいのかなと思うんですが、いかがですか。

○社会・障がい者福祉課長

障がい者に関して言いますと、もうこれがその役割とさせていただいて結構です。

○兼本委員

ではですね、申し訳ないです。今課長のほうから説明頂きましたが、僕は非常に大切な機関だと思っております。今、これ特別付託として福祉文教委員会のほうで議論しておりますので、ある程度何か内容が分かった時点というか、こういう組織の体系でこうなんだよっていうのを、ちょっと資料か何かで提出していただけると非常にありがたいと思っております。その辺がすぐにできるのかどうかというのはちょっと分からないので、ちょっとその辺りもしできるのであればですね、委員長すみません、その旨のはい、よろしく願いいたします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16:07

再開 16:08

委員会を再開いたします。

執行部にお尋ねいたします。ただいま、兼本委員から要求がっております資料については提出できますでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

来年度に一応内容がきちんと決まるようになりますので、決まりいいましたら提出させていただきます形よろしいでしょうか。

○委員長

お諮りいたします。ただいま兼本委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。でき次第、求めます。

ほかに質疑はありませんか。

○藤堂委員

すみません、私もちょっと教えていただきたいんですけど、16ページの障がい者の虐待予防に関する取組1なんですけど、令和4年度で1924件相談が来ていると思います。それと18ページのほうの飯塚市の分ですかね、1番下の部分で30件相談が来ていると思います。主な相談者と相談の内容ってどういう内容が今増えているのかなあと、もし把握されていれば教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

お答えいたします。相談件数ですけども、相談内容は、発達に関する相談が27件、それから障がいに関する相談が6件、あと病気に関する相談が187件、それから日常生活に関する相談が242件、人間関係に関する相談が137件、就学に関する相談が26件、就労に関する相談が83件、それから福祉サービスに関する相談が391件、年金受給に関する相談が37件、経済的な問題に関する相談が105件、利用者負担に関する相談が2件、住家に関する相談が37件、成年後見制度に関する相談が5件、そのほかということで128件というふうになっていまして、合計で1111件となっております。

○藤堂委員

すみません。ちょっと僕が聞いたのがちょっとあれでした。ごめんなさい。よかったらこの30件、令和4年度の30件のほう、ごめんなさい、ちょっとさっき1900件のほう聞いてもちょっと幅広過ぎてですね、あれでして、この30件のうちの2件、こっちを聞いたほうがよかったですね、認定されたってことなんですけど、ごめんなさい、ちょっとこっちをよかったら教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

申し訳ございません。30件のほうの内訳を説明いたします。従業者によるものが10件、それから養護者によるものが3件となっております。認定されたのが、施設従業者によるものが1件です。それから養護者によるものが1件となっております。すみません、申し訳ありません。虐待の対応が13件、その他の支援が17件となっているのが30件でございます。通報のうちですね。相談者はですね、相談者通報者になるかな、これちょっと件数をちょっと数えないといけないんで申し訳ないんですが、通報者、元従業員とか従事者――。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16：12

再開 16：22

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

すみません、先ほどの答弁、訂正させていただきます。まず通報30件のうちに、虐待対応が13件、その他支援が17件ということで、実際30件の通報者の内訳ですが、本人が2名ですね、それから養護者が5名、従業者が23名となっております。実際に先ほど申しましたように、従事者によるもので、虐待と認め対応したものが9件、家族からの分で2件、本人の分が1件、それから一般市民からの通報が1件となっております。

○藤堂委員

すみません、ありがとうございます。相談件数、個人的には増えたほうがいいのかと思っています。事業所の虐待が、あってはほしくないですけど、多いっていうところと、研修をされているというところで、結構通報するって正義感が要るかなと思うんですよね。こういった正義感がある人をどれだけ増やしていけるかというところも一つ大事かなあと思っています。研修をされている中でそのスタッフさんを入れてられるというところで、そのスタッフさんって固定なのか、それとも順繰り順繰り回しているのか、どちらかもし把握されていれば、

もしされてなかったら、もう何か順繰り回して、いろんな方が関わるようになって、相談できるところと関係地を結べば相談しやすく、ちっちゃいことでもですね、そういうヒヤリハット、インシデント事例というのを集めていくほうの方向性も大事かなと思うんですけど、すみません、もし把握されていたら、お願いします。

○社会・障がい者福祉課長

申し訳ありません。ちょっとそこは今まだ把握はできておりません。

○藤堂委員

すみません。ありがとうございます。ちょっと重複するんですけど、相談できるハブってところの関係地を増やして行ってほしいし、広く難しいけど深く行ってほしいなと思っております。すみません、よろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

説明資料のですね、4ページ、説明資料の4ページに、(5)難病患者の状況という資料がありますね。棒グラフが。括弧の中ですけれども、治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定める者による障がいの程度が、厚生労働大臣が定める程度であって18歳以上である者、ここを説明していただいていいですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16:26

再開 16:27

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

これ厚生労働省が指定しております病気でですね、今のところ338病指定されております。

○川上委員

その338は順次増えてきて、現在338になっているわけですが、*「厚生労働大臣が定める程度であるもの」*というのは、厚生労働大臣が定める程度というのが特に分かりにくいんですけど。

○社会・障がい者福祉課長

申し訳ございません。そこまでちょっと私たち今調べておりません。

○川上委員

分からん資料を出したってことですか。

○社会・障がい者福祉課長

厚生労働省のほうで病気を指定しております。その指定した病気について医療証の発行があるわけですが、その医療証の発行した件数ということで出しております。発行するのはここに書いておりますように、保健所のほうで今のところ発行しております。

○川上委員

福岡県の保健所が指定難病医療受給者証というのを交付するんですね。で、それを所持している方の人数が令和5年度の4月1日現在で2028人ということなんですね。この方々は障害者総合支援法に該当しますよということをここで言っているんですかね。

○社会・障がい者福祉課長

そのとおりでございます。こちらのほうに含まれてサービスを受けることができる対象者となっております。

○川上委員

今日は障がい者虐待防止事業に関する審査をしているんですけど、障がい者という流れの中

で、難病患者の、これは医療受給者のことを言っているんですかね、医療受給者証を持たないけれども同等の方も対象ですよって言うことを言っているんですかね、ここは。

○社会・障がい者福祉課長

申し訳ありません。これ県のほうから出していただいた資料でございますので、その中身まではちょっと確認しておりません。

○川上委員

つまり、ここで言う、新たに障害者総合支援法の対象になりますよと、障がい者福祉の対象になりますよって言う中には、医療受給者証を持っている1028人以外にも、同等の方があれば、総合支援法の支援の対象になるというふうに理解していいですか。

○社会・障がい者福祉課長

その対象の方にはまず受給者証を発行していただいてからサービスを受けていただくことになります。

○川上委員

そうすると、このサービスを受けられるのは、医療受給者証を持っていないからならないということになるわけですか。

○社会・障がい者福祉課長

これは障がい者のサービスですので、障がい者であれば障がい者の受給者証を発行いたしますので、同等にこのサービスを利用する方については、県のほうから発行された受給者証が必要ということになります。

○川上委員

必ず医療受給者証を持っていないければ、支援の対象にならないということを今おっしゃっているんですかね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16:32

再開 16:32

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

この方たちはやはり受給者証がないと、このサービスの対象にならないということになっております。

○川上委員

それは何に書いてあるんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16:34

再開 16:38

委員会を再開いたします。

○川上委員

私の質問は、この障害者総合支援法の対象として、障がい者福祉のサービスを受けられるのは、執行部の説明だと、福岡県が発行する指定難病医療受給者証所持者だけですよと言われることについて、違和感があるからいろいろ聞いたんですね。障がい福祉サービス受給者証、または、特定疾患医療受給者証の交付を受けているまたは、交付を受ける程度の状況にある方というふうに執行部の説明よりは幅の広いことになっておるのではないかと思ったからです。それでそのとおりの答弁が出ると思ったけど、狭いほうの答弁に言われるので、次の機会に、正確には法に基づくことなので、整理をしたらどうかというふうに思うんですね。それはそれとし

てですね、受給者証を持っている、あるいは交付を受ける程度の方と私のほうは言いましょう。その方々が、家庭内で虐待と考えられることが起こりそうな場合とか、現に起こっている場合とか、なかなか難しいですね。場合に、住居を、空間を分離するとかあるじゃないですか。そういう場合において、例えば、飯塚市の市営住宅の条例でいくと、単身入居の障がい者手帳を持っているとか、年齢が上いっているとか、生活保護とか、原爆の関係とか、ハンセンの関係とかの場合は対象になるんだけど、今言った総合支援法には、法によって障がい者福祉サービスを受けることができるけれども、市営住宅はたてつけが違うということで、単身入居の対象に飯塚市の場合はなっていないんですね。ここのところどうにかならないのかというふうに思うんですけど。

○社会・障がい者福祉課長

市営住宅のことはちょっとお答えできないと思いますが、実際に養護者による虐待の場合につきましては、グループホームの利用とかですね、そういう形で実際に利用できる施設のほうに、本人を匿うような形で引き離しを行っておりますので、市営住宅に今のところそちらに誘導した例はございません。

○川上委員

これは公営住宅の場合は、DV対応とか、ありますよね。これが障害者総合支援法との関係になってくるとそのままではないということに飯塚市の場合なっているわけですよ。ところが、先ほど言いましたけど、身体とか、知的とか、精神とか、そういう手帳を持っていたり療育手帳を持っている場合は、年齢によらず、子どもはあれでしょうけど、単身入居を認めるようなところがあるわけですね。ところが、同じ障がい者っていう流れの中で、皆さんが報告するくらいの治療法が確立していない難病の方についてはね、入れてないわけですよ。だから、平成25年からそうなっているわけだけど、その枠組みに飯塚市の市営住宅条例はなっていないんですけど、これは皆さんのほうから、協議、開催の協議を持ち込む、持ち込むことできませんか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16:43

再開 16:45

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

今のところちょっと検討しておりません。

○川上委員

いや、検討していないから話を持ちかけてくれないかという質問ですよ。今後しませんという答弁だったら、日本語は通用するけど。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16:45

再開 16:46

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

都市建設部と協議いたします。

○川上委員

以前ですね、あまり昔話をするのはまずいけど、旧飯塚市では市営住宅は福祉課が担当していたこともあるんですよ。だから、住宅は福祉です。基本。なぜ都市建設部になるのか、謎というぐらいですよ。国が国交省でってことかもしれません。それで、ぜひ、協議してもらい

たいんですけど、その際にですね、仙台市が参考になることがありました。仙台市はですね、先ほど少し紹介したかもしれませんけど、単身で申込みできる方、1番60歳以上でしょ。2番が身体障がい者手帳の交付を持っている、1から4でしょ。3番が精神障がい、4番が療育手帳、そして5番目にですね、書き込んでいるんですよ。治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定める者により、定める者により、障がい福祉サービス受給者証または特定疾患医療受給者証の交付を受けている方、または交付を受ける程度の方って書いています。これ、仙台市の都市建設関係がイニシアチブをとったのかね、福祉部系がイニシアチブをとったのかよく分かりませんが、こういった例もあるということなので、参考にしてもらって、ぜひ、検討してもらって、対象にしてもらいたいということです。この件については終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

高齢者施設における虐待疑いで通報があった場合、どういう対応をするようになっているのか、ちょっともう一度確認したいと思います。

○高齢介護課長

介護施設等で虐待の通報、利用者の方とか、利用者の家族の方から市のほうに通報があった場合については、まずは情報収集、聞き取り調査等を行いましてですね、内容によっては緊急性があるようでありましたら、内部会議を開きまして、事業所のほうに立入り調査を行っております。もしそこで緊急性までない場合については、また事業所のほうと協議しながらその改善策といいますか、実際事業所がこういった形でそういうふうな連絡を受けたのかということもありますので、まずは情報収集と聞き取り調査、それと内容の精査、確認を行った上で、今後の対応を考えます。

○川上委員

まず、それぞれの地位がどういう地位にあるかというのを考えるとと思うんですけど、普通、圧倒的に事業者側が優位ですよ。そういうことを言うのであればもう出ていってくださいというかもしれないし、言うし、そしてまた、そういうことを言うんだったらというので、いろんな複雑な人間関係に発展していく危険性もありますよね。だからそのことを前提にね、考えておく必要があると思うんですけど、私がこの問題で研究しなければならないと思うのは、今課長が言われた、緊急性がある場合、ない場合、それは、緊急性がある場合というのは命に関わることなんであれですけど、そこまで関わらないっていうのを緊急性がないというのであればですね、虐待の傾向というのは段々にエスカレートするという性質ですよ。だから、緊急性がないと言っている間に、先ほど言ったような双方の地位、パワーバランスというか、も含めてね、なんていうか、矛盾が激化するのは普通にその危険性が考えられると思うんですよ。そのところをどうするかっていうのをね、悩むわけですよ。行政のほうとしてはどういう対応になっているのかね、もう別のところに行ってくださいっていう指導になるのかね、アドバイスになるのか、仲よくしてくださいってことになるのかね、そこんところはどうなってるかなっていう感じですね。福岡県の仕事ですという面もあるかもしれませんね。飯塚市としては、どういうスタンスで、どういう仕事の仕方をね、高齢者の幸せのためにね、また、虐待したんじゃないですかと言われて、いや、そういうことはありませんと。その人の、働く人たちの何ていうかな、保護という性質もあると思うんですよ。そのところ、どういうふうになっているのかなという、もう少し聞かせてもらっていいですか。

○高齢介護課長

今委員が言われますように、通報された方につきましては、通報後もその施設でずっとお世話になる方もいらっしゃる、実際そこを出ていた方もおられます。実際、そのことに対して、



すぐ事業者のほうに連絡すれば、それがどなたか分かることもあるかと思います。その辺もありますので、私たちもそれは慎重にですね、その方がまずその施設ですっとされる場合については、今すぐは入らなくても、ほかの手だてでどうにかやってください。私はいいんだけど、ほかにおる方に対して同じようなことをされておったら困りますと、その施設を出て行った後でも、同じようなことをされてほかの方がもしも命に関わるようなことをされても困りますので、その辺は配慮しながらお願いしますということで、匿名の方もいらっしゃるんですけど、今言われたようにその辺、十分配慮してですね、対応をやっていっております。

○川上委員

なかなか大きな課題だと思うけど、私が過去に経験した事業所の場合ですね、若い男性が入居中の高齢の男性を毎朝、殴りに来るっていう話だったと。にわかには信じがたかったわけですよ、当時。そうしたらですね、家族と私もおりましたけど、事業主、管理責任者みたいな人が複数出てみえて、そして、その方の介護に携わる職員を立ち合わせるわけですよ。3人か4人立ち会わせたんです。被害を訴えている男性に、この中のどの人が言えというわけですよ。で、言わないほうがいいですよ。もうすぐに退居手続きしましたけど。対応はですね、マニュアルがあるんでしょうけど、何かこう、そういうふうにし切れていない事業所もね、あったりするようですので、かなり丁寧にしておく必要があるんじゃないか。特に、この分野の国の手当が削られたり、上げて、少しだったりして矛盾の抜本的な改善に役立つようなね、制度改正、財政措置ってなっていない中でね、頼りになるのは福岡県が許可権者とか監督権者とかいう面もある場合もありますけど、やっぱり市民からすればですね、やっぱり飯塚市がやっぱり頼りの綱なので、その辺はちょっとよく研究してもらいたいなというふうに思います。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤堂委員

すみません1点だけ。今回障がい者に対するの予防であったりだと思うんですけども、いろいろ障がい児のところ、ちょっとグラデーションがあるところなんですけど、今後この委員会でもどこかの項目で出てきたりっていうのはございますでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

虐待の件数とかに関して言いますと、今回ので一応出しております。この中に含んでおります。それだけを取り上げるとなるとちょっとまた別の機会になるかもしれないんですが、今のところ、障害者虐待防止と書いておりますけども、障がい児についても一応入れているつもりであります。

○福祉部次長

子どもの虐待につきましては、障がいを持たれてある、手帳を持たれてある方とかは、今回の調査のほうで報告しておりますけれども、そのグレーゾーンのお子さんですね、また以前の委員会のときに未就学児の対応についてはお話をさせていただいておりますけど、今後学校に入った後の対応とかですね、そういったところでまた次回以降で、子育て支援課や保育課のほうで分かる範囲の話はまた別の機会でさせていただければと考えております。

○藤堂委員

すみません、ありがとうございます。そのときに具体的なものがあればお示し頂ければと思います。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思

います。

暫時休憩いたします。

休憩 16:57

再開 16:58

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から1件について、報告したい旨の申出が  
あっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「STEAM Lab実証研究に関する協定の締結について」、報告を求めます。

○学校教育課長

「STEAM Lab実証研究に関する協定の締結について」、ご報告させていただきます。

資料をお願いいたします。まず、協定の概要についてです。飯塚市は、令和5年12月  
15日に、ダイワボウ情報システム株式会社とSTEAM Lab実証研究に関する協定を締  
結いたしました。本協定は、飯塚市立飯塚鎮西小学校におけるカリキュラム開発や授業支援を  
実施し、充実したSTEAM教育を実現するための環境構築を目的としております。本協定に  
基づき、ダイワボウ情報システム株式会社より提供されるICT機器等の活用を通して、ST  
EAM教育の推進を図るとともに、1人1台端末環境下でのパソコン教室の在り方を検討し、  
今後のパソコン教室のモデル構成の確立を目指すものでございます。なお、協定の期間は、令  
和8年3月31日まででございます。

続いて、合意事項についてです。協定の合意事項でございますが、提供されるICT関連機  
器を用いて、学校でのSTEAM教育の有効性について実証するとなっております。内容は、  
環境構築における機材の譲渡に関する事、機材の管理及び取扱いに関する事、実証研究に  
おける履行事項に関する事、実証研究における活動費に関する事などでございます。

続いて、会社の概要ですが、協定を締結した会社は、本社が大阪市にございます「ダイワボ  
ウ情報システム株式会社」でございます。半導体メーカー「インテル」のパートナー企業で、  
インテル社とともにSTEAM教育の実証研究事業に取り組んでおり、実証研究の教室環境を  
整備し、高性能パソコンや3Dプリンターの提供等を行っております。また、参考資料とし  
まして、「STEAM Lab」の完成イメージ図と協定書の写しを添付いたしております。

完成イメージ図について簡単に説明させていただきます。この「STEAM Lab」は、  
飯塚鎮西小学校のパソコン教室を変更いたしますが、イメージ図1枚目の下段が、教室前方か  
ら見たイメージで、教室後方にはグリーンスクリーンが設置されており、グリーンバックを利用  
した動画撮影などができるようになっております。イメージ図2枚目の上段は、教室後方か  
ら見たイメージで、教室前方は全面ホワイトボードになっており、プロジェクターで写したり、  
文字や絵を描くことができます。イメージ図2枚目の下段は、教室のレイアウト図でございま  
す。教室の側面にパソコンや3Dプリンターが配置され、児童はホームベース型の机を一斉学  
習型やグループ型など、自由に配置して学習できるようになっております。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

合意事項が5点あるんですけど、ちょっとこれが分かりにくいので説明してもらっていいで  
すか。

○学校教育課長

環境構築における機材の譲渡に関する事は、先ほど申し上げましたパソコンやプリンター、

3Dプリンター、それから、管理取扱いに関することは、機材については、実証期間中の故障については企業のほうが負担をしていただくということ。その実証期間が終了後も引き続き使用ができるということですね。それから履行事項についてですが、こちらについては実際に行うこと、授業カリキュラムや機器研修の提供、それから、実証研究校の取組事例や実証結果を取材して全国に発信すること。実証研究校におきましては、実証研究に関する写真等を提供していただいたり、授業を観察したりということになります。

○川上委員

よく分かりません。それで、3か年の間にどういうことをするのか、何かスケジュール的なことがないですか。

○学校教育課長

実証研究期間は先ほど申し上げたとおり令和8年3月31日までとなりますが、本年度は環境をつくるという期間になっております。その後、実証研究期間が6年度、7年度になりますが、6年度はどちらかといえば学校のほうで研究を深める、研修等も含まれますので、それを行っていただいて、実証研究の2年目、令和7年度には研究発表をしていただく予定になっております。

○川上委員

これは2か年か。何年生が対象になるんですか。

○学校教育課長

主に小学校の5、6年生になると思いますが、学校のほうでは年間、全学年で、キャリア教育で年間計画を立てている分が全学年ございまして、1年生、2年生であったりということも使うということもできるようになっております。主に5、6年生になります。

○川上委員

そうしたら、5年生、6年生ということは、5年生は5年のときと6年のときと2か年使うわけですか。6年生は1年間だけ。

○学校教育課長

ただ、各学年カリキュラムがございまして、5年生時のカリキュラム、6年生時のカリキュラムがございまして、その後、発展的に中学校でもこの教室については使えるのではないかなというふうに考えております。

○川上委員

この2か年中は、機材は譲渡を受けるわけですか、それともその間はレンタルなんですか。

○学校教育課長

譲渡になります。

○川上委員

そうすると、市の財産になるわけですね。壊れたときはどうするんですか。要するに子どもに心配がないかっていうことを聞いているわけです。

○学校教育課長

実証期間中の2年間の故障については、業者のほうが負担してくれるということになっております、企業側が。

○川上委員

2年間で壊れた場合、既に譲渡したのに、既に譲渡しているのに、譲渡したものが壊れたら会社が、譲渡したものが保証するわけですか。

○学校教育課長

実証研究期間中になりますので、2年間、保守の契約のほうもありますので、企業のほうが負担をしてくれるようになっております。

○川上委員

それにかかる企業側の出費というか、どのくらい企業側が出費することになるんでしょう。

○学校教育課長

譲渡の機材の整備、今回の整備しか分かりませんが、ICT関連機器と空間の設備合わせて約2千万円になっております。

○川上委員

この会社、118億1300万円資本金ということになってはいますが、会社としてはどういう位置づけで2千万円の出費を飯塚でしようとしているんでしょう、鎮西小中一貫校で。

○学校教育課長

出資元についてはインテルのほうが出しているというふうに聞いておりますが、このダイワボウ情報システムが、学校や教育機関向けのSTEAM Lab環境の実証研究のほうを導入支援を行っております。全国的にやっているんですが、詳細、選んだ理由は分かりませんが、よく分かりませんが、ICTキャリア教育にうちが取り組んでいるので、飯塚市のほうを選定していただいたというふうに考えております。

○川上委員

日本全国でこの自治体ということを経営かけていったという中で、このような協定を結ぶ、あるいは結ぼうとしているというのがどれくらいあるか分かりますか。

○学校教育課長

全てについては承知はしておりませんが、小学校では、例えば戸田市の戸田東小学校であったり、埼玉県の砂原小学校であったり、兵庫教育大学の附属小学校、中学校では、神奈川県鎌倉市手広中学校、北海道教育大学の附属中学校であったり、中高一貫校では、茨城県の竜ヶ崎第一高等学校・附属中学校、その他ございますが、その辺りと実証研究を行っております。

○川上委員

そうすると、何億円もかけてやるわけですね。それで、飯塚の児童生徒のICT教育はもともと計画があるじゃないですか。それにこれを加えることの整合性っていうか、何かただで機器がもらえるらしいよと。その間壊しても、金を持った会社が責任持ってくれるから、それいいねというくらいで義務教育っていうのは成り立つわけないので、義務教育の中における本市のICT教育の基本方針があるじゃないですか。それとの整合性については、いつ、どういうふうに検討したんでしょう。

○学校教育課長

学校のICT教育のほうで、今までキャリア教育であったりとか、プログラミング学習であったりとか、主に総合的な学習の時間の中で子どもたちが探究学習したりとか、課題解決の学習というのをやっているんですが、今回このSTEAM Labで高性能パソコン、プリンターを活用することで、子どもたちが実際に、例えばある課題に対して、何か実現したいと思うようなことを形にしたりとかするとき、今までの機材であつたら少しく、そこまで行き着かないというか、時間もかかるし手間もかかるということがありましたが、今回この機材を入れていただくことによって、入れることによって、子どもたちの実現したいものが、形にしたいものが表現しやすくなるということがあります。その点で非常に効果があるというふうに考えております。

○川上委員

飯塚市でそれを購入して、飯塚市の責任でやるっていうわけじゃないんですか。この会社の実証実験に義務教育の子どもたちを提供するという姿に見えるけど。資本金118億円の会社の実証実験に児童を2年間提供し、それで2千万円分の何っていうか、利益を売りたいなね。この会社、何かいいことがあるんですか。この飯塚市で2千万円、全国で何億円か分かんないけど、それによってこの会社はどういういいことがあるのか話したでしょう、協定結ぶわけだから。

○学校教育課長

会社のほうにどのような利点があるかということは何っておりませんが、ただ、うちのほうでこの実証研究で、事業実践を通しまして、STEAM教育の推進をやっていくことで、子どもたちの、先ほど申しましたように、実現したい学習活動ができるようになるということと、それと今後のパソコン教室の在り方ということを検討することができるということがございますので、うちにとっては、その利点はあるかなというふうに思っております。

○川上委員

我々が預かっているのは義務教育なんですよ。その中でICT教育というのを筋道立ててしているわけでしょう。その流れの中で資本金118億円の会社が新たな利潤追求を求めて、こういうやり方を全国でやろうとしているわけでしょう。そうしたら、こういう事業展開のための機器が現状より、よりよい物を持ってくるのが当たり前じゃないですか、1つや2つは。そのときに、ああそうですかと。相手の会社がどういう会社か、どういう事業戦略を持っているかも分からないで子どもたちを渡すというところはちょっと浅はかではないかと。

それで、どうしてこういうことが起こるのかっていうことを聞きたいんだけど、最初にこの会社が教育委員会の誰か、あるいは市長部局の誰かに名刺を持ってくるでしょう。最初のきっかけはどういうきっかけですか。

○学校教育課長

令和5年5月30日に、このダイワボウのほうから副市長と教育長のほうに説明がございました。その後、6月16日に、そのときに私どもに説明が、教育部長と私のほうに説明がございました。

○川上委員

教育長ということは、今の武井市長なんですよ。副市長とは誰のことですか。

○学校教育課長

藤江副市長でございます。

○川上委員

今の話だと武井市長と藤江副市長が2人一緒にダイワボウの方とお会いになったわけですか。

○藤江副市長

はい、日時は定かではありませんが、最初に前市長、片峯市長のところに面談にいらっしやいまして、その際に私にも声を、そのときかその後に市長からお声かけをいただいて、この話を私も伺いました。なので、最初は片峯前市長と私がこちらのダイワボウの方からお話を伺いました。その後、武井現市長、前教育長にお話を、片峯前市長からお話がございました。

○川上委員

片峯市長にこの会社が話を持ちかけて、片峯市長が藤江副市長を呼んで、2人で一緒に話を聞いたっていうことなんですか。どこですか、場所は。

○藤江副市長

秘書課内の応接室でございます。

○川上委員

相手は誰ですか。

○藤江副市長

今、手元にスケジュール等のものを、確認できるものを持っておりませんが、戻りましたら確認はとれます。そのとき、こちらのダイワボウの方がいらっしやったと記憶しております。

○川上委員

ダイワボウ以外の方がおられたということをおっしゃっているんですね。誰と誰が見えたんですか。

○藤江副市長

申し訳ございません。今、手元に確認する資料がございません。私の記憶も曖昧ですので確認して回答させていただければと思います。

○川上委員

何人、相手は見えただけですか。

○藤江副市長

申し訳ございません。そちらの何人というのも、今、即答することは控えさせていただければと思います。私の記憶が定かでないので、現時点での即答は控えさせていただきます。

○川上委員

武井さん、当時教育長ということで、教育長の立場で、1人で関係者と会ったんですか。それとも教育部長も一緒。今のお話だと、武井さんが教育長として1人で会ったような感じがしますけど、そういうことですか。

○武井市長

記憶が確かじゃない部分がありますけれども、今、藤江副市長がおっしゃったように、私のほうに、教育委員会と連携を図っていただいて、教育委員会としてこういう事業があるからということでお話がありました。それを受けて、教育委員会として内部協議をして、先ほど学校教育課長が申し上げましたけれども、ウィン・ウィンで、実証研究という名目ですが、私たちにとってみたら子どもたちのICT教育を推進して、そういった資質と能力をつけることになりすし、コンピューター室、大変精度の高いコンピューターを使って、通常のパソコン室とは違うパソコン室がどういった新しい教育の可能性があるかとかいう、そういったことも私どもも実践的な研究をすることができて、そのことがひいては、各学校にプログラムや教室の在り方として使えるものがあれば、学校に普及していくという、一般的によくやるモデル校をつくって、そして広げるということも可能であるというような考えの中で進めていったということですね。

○川上委員

武井さん、当時教育長として1人で会ったんですかね。相手は何人ですか。

○武井市長

詳細は、事務方のほうが協議をした、会議を設定しましたんで、それは持っていると思いますが、そういった話を受けて内部で意思決定した後は、そういう会議を何回か、まず向こうからこういう事業の枠組み、スキームですよってお話を受けて、当然私どももいろんな質問がありますんで、そういうことを、会議を重ねたと思います。その中に私は全ては参加していませんけども、何回か参加をさせていただきました。

○川上委員

片峯市長のところに来ました。藤江副市長を片峯市長が呼びました。相手が何人か分かりません。しかし、当時の武井教育長は紹介されて、1人で会ったか、相手が何人だったか覚えてないってことですか。

○武井市長

1人で会ったということじゃなくて、私がお会いしたときは、そういう会議の席でお会いしました。複数、向こうの部署の方、それから、そういう構想を進めていくに当たっての有識者として、ちょうど理系大学の九州工業大学が本市にありますけど、そこでSTEAM教育に精通しておられる大学の先生にも来ていただいて、そういう、この事業を進めるに当たってのいろいろな情報交換をするという会が私は最初でございました。

○川上委員

それは、何という会議で、どこで行われたんですか、いつ。

○学校教育課長

6月16日、STEAM教育実証研究会議というふうにご名前をつけております。

○川上委員

それは教育委員会の、教育委員会の会議ですか。何の会議ですか。

○学校教育課長

関係者による事業説明の打合せの会議です。

○川上委員

主催はどこですか。

○学校教育課長

ダイワボウ情報システム株式会社です。

○川上委員

場所は。

○学校教育課長

教育委員会会議室です。

○川上委員

教育委員会会議室というのは市役所の中のことを言っているんですか。

○学校教育課長

6階の教育委員会会議室です。

○川上委員

民間会社に部屋を貸したわけ。

○学校教育課長

私どもも会議に参加しておりましたので、その会議の参加者としておりましたので。

○川上委員

主催はダイワボウなんでしょう。そこに部屋を貸したんですね。

○学校教育課長

事業内容の説明であったりということはダイワボウのほうにさせていただいたので、主にですね。そこに、私たちもその内容を聞いてという会議だったので。

○川上委員

久世副市長は、この件についてはどういう関与があったんですか。

○久世副市長

関与はございません。

○川上委員

どういうことですかね。民間会社と、これは教育委員会が協定を結んだの、飯塚市が協定結んだの。この協定書、どこに行ったかな。

○学校教育課長

飯塚市長名になっております。

○川上委員

久世副市長、どこかで関係するじゃないですか。関係しなかった。

○久世副市長

私は業者とは会ってはおりません。協定の起案、協定の決裁が回ってきておりましたので、協定の内容は把握はさせていただいております。

○川上委員

そうしたら、武井当時教育長から武井市長への持ち上がり案件なんですね、これ。しかも12月15日じゃないですか。これは片峯市長から藤江副市長が呼ばれて会ったときから事績が残っていますかね。残っている。

○藤江副市長

事績というのは、お会いした日にち、お会いした方、その後打合せをしたときの日時の記録

などはございます。

○川上委員

その事績の中に片峯市長、藤江副市長で、相手がまだ分かりませんが、会ったときの記録もありますかね。

○藤江副市長

はい、市役所にご来訪頂いた日時は記録としてございます。

○川上委員

アポイントがあったと思いますけど、アポイントは、いつ求めがあったか分かりますか。市長に先に来たわけでしょうから。先に武井さんに、教育長に話があって、教育長が市長にこういような話がありますけども、教育長がアポイントを取ったというようにないのかということも含めて、アポイントをどうやって取ったんだろうと思って。いきなり来て、病気の片峯市長、ちょっと会いたいですとか言うかな。

○藤江副市長

今のご質問について回答させていただきます。最初に片峯市長にアポを取ってご来訪されております。

○川上委員

どういうふうにとったんでしょう。だから、ダイワボウが片峯市長に直接電話かけてアポとか取らないでしょう。取ったんやろうか。それが分かりますか。

○藤江副市長

どのような形で片峯市長にアポを取られたかは承知しておりませんが、通常であれば秘書課のほうに連絡があって、秘書課のほうで市長のご予定は調整しておりますので、通常であれば秘書課のほうに連絡があったと思います。

○川上委員

そうしたら秘書課で分かりますね。誰から相談があったか。武井さんからあったのか。または政治家からあったのかね。あるいは、会社そのものからあったのかとか分かると思うんで、この件については、義務教育の中におけるICT教育に資本金118億円の会社が新たな利潤を求めて事業展開する中で、飯塚市長、当時、にも会い、そして、今の、現の武井市長も今後これをほかのところにも広めていくことが考えられるというようにも、今、発言がありました。それで、義務教育におけるICTをめぐって、このような形で大企業が入り込んでくることが、何ていうかな、適切に管理されなければ、決めました、報告しますと。しかも、もう1人の副市長は協定書の案が上がってきた段階で見ましたみたいな話でね、これは教育委員会筋の暴走じゃないんですか。そういう心配をしますよ。ちょっと、資料も適切な場面で出していただいて、改めて機会を得て、この件を質問していきたいと思います。終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承お願いいたします。

これもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。